

令和5年第3回定例会

一宮町議会会議録

令和5年9月21日開会

令和5年9月21日閉会

一宮町議会

令和5年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（9月21日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	13
篠瀬寛樹君	13
大橋照雄君	21
宇佐美信幸君	41
袴田忍君	46
畑場博敏君	50
藤井幸恵君	61
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	65
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	69
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	77

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
閉会の宣告	95
署名議員	97

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 21 日 （ 木 ）

令和5年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和5年9月21日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鶴	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	焔	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鶴	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	鎗	田	浩	司	住民課長	目	良	正	巳	
福祉健康課長	森		常	麿	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課長	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

日程第六	認定第 1 号	令和 4 年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第七	認定第 2 号	令和 4 年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第八	認定第 3 号	令和 4 年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第九	認定第 4 号	令和 4 年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	認定第 5 号	令和 4 年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	報告第 1 号	令和 4 年度一宮町健全化判断比率について
日程第十二	報告第 2 号	令和 4 年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
日程第十三	議案第 1 号	一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十四	議案第 2 号	一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第 3 号	一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十六	議案第 4 号	一宮町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十七	議案第 5 号	原地区農業集落排水事業処理施設改修工事の請負契約締結について
日程第十八	議案第 6 号	令和 5 年度一宮町一般会計補正予算（第 2 次）議定について
日程第十九	議案第 7 号	令和 5 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十	議案第 8 号	令和 5 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十一	議案第 9 号	令和 5 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十二	議案第 10 号	令和 5 年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 次）

議定について

日程第二十三 同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中、早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまです。

この夏は、記録的な残暑の中、涼しくなりません、本日も慎重審議のほうよろしく願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和5年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番の吉野です。会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、各会計決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の一部改正4件、工事請負契約締結1件、補正予算5件のほか、人事案件1件であります。

また、一般質問は6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期は本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

13番、小関義明君、1番、篠瀬寛樹君、以上兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の申出どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書、令和4年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、令和4年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、一宮聖苑組合議会議員から、議会定例会概要報告書、後期高齢者医療広域連合議会議員から、議会臨時会概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告を一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第4、町長の行政報告を行います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の一部改正案や補正予算案など合計18件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてであります。

まず、令和4年度の決算状況をご報告いたします。

令和4年度の決算は、一般会計をはじめ全ての会計につきまして、5月31日に出納の閉鎖をいたしました。決算規模につきましては、一般会計と特別会計を合わせ、歳入額84億7,154万円、歳出額81億8,481万円となり、歳入歳出の差引額は2億8,673万円でございます。

本定例議会において、令和4年度各会計の決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例議会で報告をいたします。算定の結果、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

次に、寄附についてご報告を申し上げます。

昨年11月末に国道128号旧山長前の一宮字通町一丁目2935番1の土地と建物を所有する久野様から、現在空き家となっており、町で有効活用できないかとお話をいただきました。当該地は、毎日多くの児童が通学路として使用しておりますが、交差点に面し、道幅が狭く、信号待ちの待機場所の確保も難しい場所でもあります。

このような状況から、町では歩行者の安全対策を行う上で必要な土地であると考え寄附を受領いたしました。

今後の具体的な活用方法については、建物解体後に検討してまいります。なお、解体費用につきまして、本補正予算に上程をいたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、防災関係です。

9月8日の台風13号の接近に伴う大雨では、災害対策本部を設置し、土砂災害と洪水の避難指示を発令しました。避難所は公民館とGSSセンターの2か所を設置し、36名の方が避難されました。また、一宮町にも記録的短時間大雨情報が発表される等、近年まれに見る降

水量であったため、町内各所で道路冠水等が見られ、最大7か所を通行止めとしたほか、土砂崩れ、路肩崩落20か所、床下浸水2か所などの被害が発生いたしました。被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

今後も台風などの災害時には、速やかに避難情報を発信し、住民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

続きまして、企画広報課所管の業務についてであります。

千葉県誕生150周年記念事業ですが、7月22日、23日、29日、30日の4日間、釣ヶ崎海岸広場で一宮サーフィンフェスティバルを開催いたしました。

当日は、地元プロサーファーの稲葉玲王さんや野呂玲花さんのサーフィントークショーやフラダンス、吉本芸人による各種ステージイベントのほか、サーフカルチャー、自然環境保全をテーマとしたパネルの展示、地域の特産品や農産物、食品類等の販売、またヨガ体験、ミュージックライブ等、盛りだくさんで質の高いイベントとなりました。

また、吉本のアート芸人でいらっしゃるキシモトマイさんが本町をイメージして制作されたオリジナルアートと、イベント当日その場で描いたライブアート作品の2点、町の皆さんや訪れる方々に見て楽しんでいただきたいというご意向でご寄贈いただきました。

今後は、ステラ釣ヶ崎や公共施設で展示をする予定であります。

開催日の4日間、天候にも恵まれ盛会裏に終了いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、福祉健康課所管業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症の関係であります。本年5月8日以降、感染症法上の位置づけの変更に伴い、市町村別の感染者数の状況は把握することができなくなりました。

しかしながら、県からは季節性インフルエンザと同様に、毎週1回、定点医療機関当たりの感染者数が公表されており、ここ長生保健所管内では、8月中旬に当時の県内最高数となる42.14人の報告がありました。

現在は、定点医療機関当たりの報告数を見る限り、長生保健所管内の感染者数は減少する傾向（9月上旬に28.86人）にありますが、全国や県全体では増加傾向が続いており、いまだ感染が収まらない状況となっております。町では引き続き関係機関と連携し、希望者へのワクチン接種を進めるなど感染対策に取り組んでまいります。

なお、ワクチン接種につきましては、8月末の時点で町民の総接種回数は4万200回を超え、1万636人の皆様が接種を受けられました。現在は、0歳6か月以上の方が対象となる初回接種を進める一方で、初回接種を終えた全ての方が対象となる令和5年秋開始接種につ

いても実施期間となっており、いずれの接種も令和6年3月末まで実施する予定となっております。

なお、後者につきましては、昨今の感染主流であるオミクロン株派生型XBBに対応した1価ワクチンを使用して、これまでと同様に個別接種と集団接種の体制を整えてまいります。

対象となる皆様には適時ご案内を差し上げますので、接種についてご検討くださるようお願いを申し上げます。

次に、エネルギーや食料品等の物価高騰に伴う生活者支援として、令和5年度の住民税均等割非課税世帯を対象に一律3万円を給付する一宮町低所得世帯支援金給付事業につきましては、8月8日から受付を開始し、9月15日の時点で対象世帯の約7割に当たる1,037世帯に支給を終えました。

なお、申請等の期限を10月末としておりますので、引き続き支給事務を滞りなく進めてまいります。

次に、健康事業の関係です。

3歳児健診で行う眼科検査として、今年度から取り入れた屈折検査の状況ではありますが、6月に実施した健診において、受診者15名のうち2名のお子様が所見ありとなりました。以前から行っている視力検査では異常なしと判定されたお子様も、屈折異常や斜視を調べることができる屈折検査では所見ありとなり、適切に医療機関の受診へとつなぐことができました。引き続き、3歳児健診において、弱視や目の異常の早期発見に努め、適切な治療につなげてまいります。

次に、介護保険事業の関係です。

令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に向けて、7月27日に第1回一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会を開催いたしました。

今後開催する当委員会では、介護給付費の動向を踏まえた3か年の介護保険料を適切に算定するほか、当町の実情に即した施策を盛り込んだ実効性ある事業計画の策定に取り組んでまいります。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

6月議会において予算計上いたしました千葉県の補助事業である、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して児童1人当たり1万円を支給する子どもの成長応援臨時給付金事業であります。7月28日に支給対象となる664世帯に通知を差し上げ、プッシュ型の支給対象

者については8月28日に支給いたしました。また、申請が必要となる114世帯のうち、申請のありました76世帯に支給を行いました。

引き続き、令和6年2月末まで申請者への支給を行ってまいります。

また、子育てハンドブック事業については、これから子育てをする人や現在子育て中の人の不安や心配事を解消できるよう、子育てに関連する情報などをまとめた子育てハンドブックの11月発行に向けた準備を進めております。製作に当たっては、町と業者との官民協働事業として取り組み、町内外の企業・団体などの皆さんからの広告掲載料で発行いたします。完成いたしましたら、子育て支援課や町内保育施設等での配布を予定しております。

続きまして、産業観光課所管業務についてであります。

まず、農業関係について申し上げます。

水稻の病虫害被害を効率的に防ぐため、ドローンを用いた農薬散布を7月の4日間、水稻の育成状況を確認しながら適切な時期に合計143.5ヘクタールの圃場を実施をいたしました。

次に、林業振興ですが、8月28日に市川市と森林環境整備に関する協定を締結いたしました。

協定内容は、一宮町憩いの森などの森林整備費用の一部を、市川市が国から交付された森林環境譲与税で負担し、その森林整備によって確保される二酸化炭素吸収量を市川市へ還元するというものです。

今後は、継続的な森林整備を実施するとともに、伐採した町産の木材を加工して再活用を図るとともに、イベント等を開催し、市民交流を深めてまいります。また、町の資源や文化を紹介し、地域の魅力や交流を高めることを目的とし、農林商工祭を11月3日の文化の日に予定をしております。

続きまして、商工関係について申し上げます。

プレミアム付商品券事業は、購入申込期間が終了し、9月27日から商品券の販売・使用開始となります。今後は、期限内の購入や使用についての広報等に努めてまいります。

続いて、観光関係についてご報告いたします。

一宮海水浴場についてですが、7月22日から8月27日までの37日間、1万2,295人の方にご来場いただき、大きな事故もなく終了することができました。

続いて、各種イベントについて申し上げます。

7月22日の海水浴場オープンに併せ、南九十九里はまぐり祭りを開催し、海の魅力を伝えるとともに、千葉ブランド水産物である九十九里地はまぐりを県内外、多くの方にPRいた

しました。

観光地曳網は7月30日と8月19日に開催いたしました。例年以上の来客があり、生きた魚を見て触れられる貴重な体験に皆様大変満足され、多くの方から感謝の声をいただきました。

8月5日には、納涼花火大会を4年ぶりに開催することができました。今年から打ち上げ場所を変更し、より多くの町内の皆様が楽しめるよう工夫を凝らした結果、会場はこれまでに類を見ないほどの観客でにぎわいを見せたほか、未開催の3年間に進化を遂げた花火に歓喜の声が上がり、会場内外から観覧した多くの皆様から好評をいただきました。また、今年は物価高騰やコロナ禍を経ての開催で、大変厳しい経済状況ではありましたが、町内外の皆様から例年以上のご寄附を頂きました。改めて感謝を申し上げます。

続きまして、8月16日には一宮川燈籠流しを開催し、お盆の伝統的な風物詩ということで、幻想的などもしびを放つ約1,000灯に及ぶ灯籠に、一夜の夕涼みを兼ねて約1,500名の方が来場されました。

次に、地域を代表する伝統行事、第45回上総国一宮まつりは、9月9日に上総一ノ宮駅東口下で開催いたしました。当日は上総おどりに加え、アトラクションとして町内の小中学校の生徒さんによる演技や演奏が披露されたほか、各団体によるヨサコイソーランや和太鼓などが繰り広げられ、会場は約2,000名の方にご来場いただき、大変盛り上がりしました。

今年は4年ぶりに夏季イベントが全て開催されました。大きな事故もなく無事終えることができ、主催者をはじめとする警察・消防など、各関係団体の皆様には深く感謝を申し上げます。

次に、農業集落排水事業について申し上げます。

供用開始後33年が経過し、施設本体や各種機器類の機能低下が見られる原地区処理場の改修工事を9月下旬より着工いたします。当該工事に係る本契約の承認案を本定例会に上程いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず建設関係ですが、9月8日の台風13号の接近に伴う大雨による土砂崩れ等の復旧工事につきましては、建設業協力会へ依頼し、早急な対応を図っております。なお、細田堰脇の路肩決壊につきましては、国へ災害復旧申請の手続を行っているところです。

当初予算の工事関係につきましては、8月30日に5回目の入札を行い、62%の発注が完了いたしました。

また、交付金事業で進めている町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良事業は、

支障となる電柱の移設が完了し、工事発注に向けた準備を進めております。

次に、交通安全対策工事関係ですが、7月28日に行われました通学路安全プログラムに基づく点検結果を踏まえ、安全対策工事を発注する予定です。

環境関係ですが、長生地区九十九里海岸クリーン協議会主催の海岸清掃を9月16日に釣ヶ崎海岸で実施し、ボランティア団体など112名にご参加いただき、先日の台風で漂着した竹木なども含め約350キログラムのごみを回収することができました。ご協力ありがとうございました。

続いて、教育課の所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

8月24日から25日にかけて、東京都立川市にあるTOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSにおいて30名の生徒が参加し、中学生語学研修を実施いたしました。これは例年行っている海外交流研修事業の代替事業として実施したものです。研修は全て英会話で行われ、シチュエーションに応じた表現やプレゼンテーションを通して相手に伝える力などを養うといった生きた英語を学ぶことができました。生徒の研修後の感想では、英語学習の意欲向上につながるという声も多く上がっており、非常に有意義な研修となりました。

なお、この海外交流研修事業は平成25年度から一宮町、長生村、白子町による3町村合同の中学生海外交流協議会主催により実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、令和2年度から今年度まで事業を中止し、各町村において代替事業を実施しながら事業の継続を模索しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がやや沈静化したとはいえ、現地での受入れ施設の確保が困難なこと、また、昨今の物価高騰による旅費の高騰などの課題があることから、3町村で今後の事業の在り方について検討を行った結果、事業継続は困難であるという結論に至り、同協議会が8月に解散したことをご報告申し上げます。

今後は、町独自事業として新たな語学研修事業の実施を検討してまいります。

次に、夏休み中における児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的として、各小学校でサマースクールを実施いたしました。

東浪見小学校では、7月24日、25日、26日の3日間、一宮小学校は7月27日と8月3日の2日間の日程で開催し、1年生から6年生まで2校合わせて延べ376名の児童が参加いたしました。

また、学習指導には一宮商業高校、大多喜高校、茂原高校の生徒さん方にもご協力をいただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

次に、施設整備関係ですが、昨年度実施した遊具点検により使用不可と判定された東浪見小学校のブランコにつきましては、夏季休業中に新設工事を実施し、2学期から新しいブランコが使用できるようになりました。

引き続き、生徒や学校関係者が、安心・安全かつ快適に利用できる環境整備に努めてまいります。

続いて、社会教育関係についてです。

8月26日に「江戸時代の村と百姓」をテーマに第2回文化財講座を開催し、21名の方が参加いたしました。

次に、一宮町が事務局となり、6月から7月にかけて行われた長生郡民体育大会は、郡内各町村が18種目を競い、一宮町が見事総合優勝を勝ち取りました。

次に、総合文化祭についてです。秋の行事として、芸能音楽祭を10月29日、文化祭を11月4日と5日の日程でGSSセンターを会場に開催を予定しております。

次に、千葉県誕生150周年事業の関係です。今年は一宮町ゆかりの元県知事・加納久朗氏没後60年に当たり、その多岐にわたる業績を紹介するシンポジウムを11月25日に中央公民館で行う予定です。

次に、町史編さん事業についてです。現在、編さん委員による調査を進めており、10月に第2回目の編さん会議を開催する予定です。

最後に、改修または建て替えを予定している中央公民館についてです。現在、教育課が事務局となり、特別職や関係する各課長による協議を進めているところです。

今後、9月末から11月にかけて利用者アンケートや聞き取り調査などで町民の皆様のご意見、ご要望を集めていきたいと考えております。町議会議員の皆様には、方針がまとまり次第、計画の案について中間報告させていただく予定であります。

現在、中央公民館は、耐震不足やエアコン設備の故障などで大勢の利用者の皆様にご不便をおかけしております。早期の課題解決に向け、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この定例会には、認定5件、報告2件、条例改正案4件、契約の締結について1件、補正予算案5件、同意案1件を提案させていただきましたので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鶴沢清永君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承ください。

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（鶴沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。

私は2点質問ございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

まず1点目ですが、地方税法の固定資産税について伺います。税金については、国の法律であります地方税法にのっとり一宮町税条例があり、その中の第2節固定資産税についての質問になります。

一宮町では、建物が建っていない宅地1平方メートル当たり評価額1万円の土地を1,000平米所有していれば、評価額1,000万円に対して70%評価で固定資産税課税評価額が700万円になり、それに対して一宮町税条例第2節固定資産税、第62条により、固定資産税相当額は1.4%で9万8,000円となります。

それに対して、同じ宅地で住居が建っていれば評価額1,000万円に対して住宅用土地に対する軽減措置があり、200平方メートルまでが小規模住宅用地として固定資産税課税評価額が6分の1に、残りの800平米が3分の1になり計300万円。それに対して、固定資産税相当額は1.4%で合計4万2,000円になります。9万8,000円と4万2,000円で両者の差は半額以下となります。簡単に言うと、住宅が建っていると税金が安くなるということです。

ここで疑問があるのは、住宅用土地に対する軽減措置です。居住実態のない建物や別荘、民泊などは住宅なのかという判断です。

まず、とても古い居住実態のない建物では、建物を解体すると税金が高くなるという理由で放置している現状が多々あります。空き家対策といろいろ言っていますが、解体せずに空き家にして放置していたほうが税金は安く済むのです。

このような中で、6月に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正される法律案が衆院本会議で可決、成立いたしました。

今回の改正は、所有者の責務強化、空き家等の活用拡大、空き家等の管理の確保、特定空き家等の解除等の推進を促進するための改正となっており、放置されれば特定空き家になるおそれのある空き家を管理不全空き家として市区町村長から指導勧告ができるようになり、さらに勧告を受けた管理不全空き家は固定資産税の住宅用地特例、先ほど説明しましたが、6分の1等に減額が解除されます。空き家の活用促進に向け用途変更や建て替え等を促進していくことが目的とされております。

固定資産税の額を抑えたいがため、住める状態じゃなくても家を取り壊さないでおくという事例が多い中で、空き家対策特別措置法では、既に特定空き家に対しては、この軽減特例を解除する形となっておりますが、今回の改正で管理不全空き家に対しても同様に軽減特例を解除することができる形となります。解除されると、固定資産税がおおむね4倍になると言われております。住む予定がなく、老朽化が進行する前に売却したり、更地にしたり、リフォームしたりして活用してもらうことを検討してもらうためにも、我が町においてはどのように実態調査をされているのか。調査方法及び特定空き家、管理不全空き家に相当するものはどれくらいあるのかを伺います。

また、解体するにも費用は相当かかるもので、併せて解体や売却に関して相談窓口を設けたり、専門家を紹介したりする自治体が多い中で、我が町はどのような対策を取られているのでしょうか。

次に、別荘については、地方税法で、住宅とは、人の居住の用に供する家屋の又は家屋のうち人の居住に供する部分で別荘以外のものとありますが、別荘用地での特例が平成10年の政令改正により緩和され、毎月1日以上居住か、年間を通してこれと同程度の居住の実績があれば住宅用土地とみなし軽減措置が受けられるようになりました。

こちらは一宮町において、調査方法、軽減措置適用の判断方法及び相当するものはどれくらいあるのかを伺います。

次に、いわゆる民泊について、これにつきましては明確な規定がなく、地方自治体の解釈で判断されていると思います。

京都府では、民泊施設を把握するため平成28年度から実態調査を実施しています。インターネットによる民泊仲介サイトを調査し、続いて仲介サイトに記載された施設を対象に実態調査を行い、民泊施設の実態を把握するとともに、住宅宿泊事業法や旅館業法に基づき、事業者に対する調査、指導を行うことで、府民や宿泊者の安心・安全の確保に努めているとされています。

我が町においても、このように実態調査を行い、住宅宿泊事業法や旅館業法の許可を得ている場合、まずその物件を住宅ではなく宿泊施設と見て、基本的にこの特例の適用を外す対応を取るべきかと思いますが、見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、篠瀬議員の1つ目の空き家の実態調査、また相談窓口の関係のご質問にお答えいたします。

空き家の実態調査についてですが、現時点で全数調査は実施しておらず、町内どこに、どれくらいの空き家があるのか全数を把握しておりません。

また、相談窓口としては都市環境課で行っており、売却については昨年度から創設した一宮町空き家バンク制度、解体については町内建築業者をご案内する等対応しております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 鎗田税務課長。

○税務課長（鎗田浩司君） それでは、私のほうからご質問の2点目、3点目の固定資産税の住宅用地に対する軽減措置の特例についてお答えをいたします。

まず、別荘についての調査方法でございますが、家屋については新築した際に家屋評価を行っております。その際に聞き取り調査を行い、居住されるのか、または別荘、セカンドハウスで使用するのかなど用途を伺い、住宅用地の特例の適用について判断しているところでございます。

また、相当数でございますが、税制上の別荘に該当する件数については、全体でどのくらいあるのかは把握しておりませんが、町内に家屋敷課税の賦課の対象となります家屋の所有者の件数は772件ございました。なお、家屋敷課税とは、町内に事務所、事業所、家屋を所有している個人で、町に住所がない方に住民税の均等割を負担していただく制度でございます。

次に、民泊関係の民泊物件は宿泊施設として特例の適用を外す対応を取るべきとのご質問につきましては、まず千葉県住宅宿泊事業、民泊の手続によりますと、民泊として届出ができる住宅は、民泊として提供する日数が年間180日以内のもので、使用しない間は住宅として利用し、他の事業に使用することはできないものとなっております。

また、平成30年2月に総務省から示されている通知によりますと、住宅用地特例の適用については、住宅宿泊事業の用に供されているか否かにかかわらず、実態に照らし判断すべきとされております。

以上のことなどから、民泊物件についての新築の家屋評価の際に、住宅として居住の用に供しているのか聞き取り調査などを基に判断しておりますが、今後の住宅宿泊事業等の情報や実態を適切に把握し、より正確に公平公正な課税を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問になります。

空き家につきましては、全数調査していないと都市環境課長から答弁いただきましたが、調査していないということは、空家法が施行されてから、特定空家に認定し住宅用地特例を解除したところはないということでしょうか。

また、6月の改正は、特定空家になり得る空き家を管理不全空家として行政が関与できる範囲が広がったという改正であり、これから一宮町にとって全数調査が必要だと思います。ですが、一軒一軒足で回ったりと、かなりの人員や労力が必要となり、現実的ではございません。

一宮町内には、近隣などに迷惑をかけている空き家が多数あります。例えば、空き家相談窓口を設置し、住民からの情報提供を募り、対象物件を絞り調査し、指導・勧告、住宅用地特例の解除を行っていけば、よい方向に向かっていくと思いますが、見解を伺います。

また、別荘につきましては、家屋敷課税の賦課の対象が772件と答弁いただきましたが、一宮町全体の割合だとどの程度になるのでしょうか。また、近隣町村との比較では、どの程度の割合になっているのかを伺います。

次に、民泊については、国のほうから実態に照らし判断すべきと、とても曖昧な通知により大変ご苦労なさっているのは分かります。住宅宿泊事業法での営業は、基本的に軽減措置

適用ですが、実態調査により判断する、旅館業法での営業は軽減措置非対応という理解でよろしいでしょうか。見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、実態調査が必要だかどうかというご質問に、私のほうからお答えいたします。

篠瀬議員のおっしゃられたとおり、我が町で考えられる空き家対策の取組としては、まず町内全域の実態調査の実施は不可欠であると思います。その後、空き家の戸数や現状把握を基に空家対策計画を策定した上で、町民生活に危険を及ぼす状態となる特定空家等や管理不全空家への対策、利活用可能な空き家への対策、空き家になる前の空き家にしないための対策、それぞれの段階に応じた各部局での具体的な対応を検討し、実施していくことになろうかと思えます。

町内の空き家の状況調査や計画策定を実施することとなれば、可能な限り国・県の交付金等を活用し、他市町村の先進事例を参考にしながら進めていければよいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 鎗田税務課長。

○税務課長（鎗田浩司君） 再質問についてお答えいたします。

特定空家に認定し住宅用地特例を解除したところはないかということについてでございますが、こちらにつきましては、ご質問のとおり、特定空家の認定、勧告はありませんので、それに伴う住宅用地特例の解除はしておりません。

次に、家屋敷課税の件数の割合でございますが、一宮町の家屋の棟数は全体で約6,900棟ありますので約11%でございます。近隣の自治体に参考程度にお伺いしたところでは、長生村は約8%、白子町は約16%ございました。

最後の民泊のご質問については、篠瀬議員のご理解のとおりであります。住宅宿泊事業法での営業では、人の居住の用に供するものかどうか、あるいは別荘としての利用ではないか、実態を見ながら判断するものでございます。

旅館業法での営業については、一般的に住宅ではなく、いわゆるホテル、旅館等に分類されるもので、主に事業として営んでいるものでございますので、地方税法で規定している人の居住の用に供する家屋に該当しないと考えられるため、住宅用地に対する固定資産税の軽

減は適用外になるものでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 再質問はございませんが、家屋敷課税の割合、これは一宮町は増えていくことが目に見えていますので、実態調査などは大変苦勞なさると思います。

また、特定空家の認定は、私は税務課で行っており、それに伴い住宅用地特例の解除をしていくと思っておりました。ですが、都市環境課で実態調査を行い、特定空家の認定、それから次のステップへ進んでいくと認識いたしました。

国のほうでこのように法改正がされ、行政の関与が拡大されました。国としても空き家については対策を広げていっています。それに伴い、都市環境課長の答弁にありました国・県の交付金も現在ありますので、早急にそれらを活用して町内全域の全数調査、実態調査を進めていただき、都市環境課と税務課で協力して対応を取っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 点目にまいります。2 点目は、法定外税について伺います。

法定外税とは、1 点目に質問した地方税法に定めがなく、各地方自治体の条例で定められる地方税のことです。法定外税には、法定外目的税と法定外普通税の2 種類があり、今回の質問では、法定外普通税について行います。法定外普通税とは、地方税法に定められていない地方税のうち、使い道を自由に決められる税金のことです。日本の地方自治体では、静岡県熱海市での別荘等所有税など計20件あります。

静岡県熱海市の別荘等所有税では、昭和40年代後半より、自然環境や立地条件のよさから一戸建て別荘やリゾートマンションの建設が相次ぎ、ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備などの生活関連施設や安心・安全のための消防のはしご車、救急車の整備など行政需要が増大したため、これらの経費の一部を応分に負担していただくため、総務大臣の同意を得て昭和51年より課税しております。

一宮町でも、近年多くの移住者のほかに、多くの別荘や民泊関連の建設ラッシュが進んでいます。一宮町では各行政区が分かれており、それぞれに区長がおり、自治会があり、地域の集積所の管理や共用部の草刈りや、インフラ維持などの活動を行っております。

活動資金は区費がメインとなります。しかし、別荘や民泊関係の方々には自治会に入ること

もほぼなく、お会いすることも少なく、区費を頂けない、払いたくないという方も少なくありません。自治会では区費の回収も大変で、それが理由で自治会活動を行いたくないと考える方が多くいらっしゃいます。法定外普通税を実施し、例えば住民票のない方に対して課税を行うことにより、自治会への活動資金や町の税収の増加が期待できます。

我が町においても、別荘や民泊関連が増加していく中で、生活関連施設やインフラ整備、自治会活動など行政需要の増大に対処するため、非住居者にも固定資産税、町県民税の均等割以外にも負担を考えていくべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鎗田税務課長。

○税務課長（鎗田浩司君） それでは、法定外税のご質問についてお答えいたします。

初めに法定外税の要旨について簡単にご説明をいたしますと、法定外税とは、地方団体が地方税法に定める税目以外に、条例により税目を新設することができる税となっております。

必要な手続を見ますと、自治体が課税の目的や納税義務者、税率や徴収方法、使い道などを定めた条例案を策定し、議会で可決する必要がございます。次いで、総務省との協議を行い、同意を得られると徴収が可能となるものでございます。

また、熱海市に別荘等所有税の導入の経緯について確認をしたところ、当時は多数のマンション建設の計画、100棟以上や別荘地の宅地分譲計画が市に提出され、このままでは住民に過重な負担を求めることとなり、住民サービスの低下や財政破綻のおそれがあるとのことで、新たな財源確保の方法として昭和51年より導入したとのことであります。

なお、令和4年度の納税義務者は8,890人、人口は約3万5,000人弱、世帯数は約2万900世帯となっておりますので、世帯に対する納税義務者の割合といたしましては全世帯の約4割となっております。

一宮町の現状については、昨年に約140棟の家屋が新築され、そのうちすぐに住所を置かずに、別荘、セカンドハウス、借家等の利用が約20件ありました。定住以外の目的の建築が多少なりともありましたが、当時の熱海市とは状況が違っていると考えております。

また、先ほどのご質問でもお答えいたしました。町では地方税法に基づき、町に住所がない方に家屋敷課税として住民税の均等割を課税しております。これは、消防、衛生、道路整備などの行政サービスの費用の一部を負担していただくという趣旨で賦課しているものでございます。

篠瀬議員が求めている新たな税負担の制度については、この住民税の均等割と課税客体が重複しているところもあり、また、住環境の整備のために課税するようなことについては、公平性や中立性の面から慎重な検討が必要になることが想定されますので、導入についてはすぐに実行できるものではございませんが、法的強制力を持つ税の性格、公平、中立、簡素という租税の基本原則を踏まえつつ、町の実情に即した内容のものがないか幅広く調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 住民税の均等割と重複しているとありましたが、課税標準が異なれば二重課税とはなりません。答弁では、140件の新築の中で20件が別荘や貸家等での利用とあり、熱海市とでは状況が違っているとありましたが、確かに町全体を考えればそうかもしれません。ですが地区別で見るとどうでしょうか。この20件はほぼほぼ海に面した地区だと思います。新築以外でも売買した建物をリノベーションし、別荘や貸家等にしているところも多数見受けられます。また、本年ではこの数はもっと増加していることが想定できます。海岸に面した地区では、熱海市と同じようなことが起こっているのではないのでしょうか。

一宮町は、海側とそれ以外の地区では全く別の問題を抱えております。その点を鑑みても、家屋敷課税は年間5,000円と安く、さらに自治会活動などには関係がなく、地区の運営に支障が来ています。自治会の加入率を見ても、海に面した地区はこれからもっと低くなっていきます。例えば法定外税として税金を頂き、各自治体の活動費などに分配することはできないのでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

答弁願います。

鎗田税務課長。

○税務課長（鎗田浩司君） それでは、法定外税を各自治会の活動費などに分配することはできないかとの再質問についてお答えをいたします。

各地域の自治会においては、様々な問題を抱え、大変ご苦労していることは認識しておりますが、篠瀬議員からご提案のありました法定外税につきましては、公平性の観点から地域を分けて考えることはできません。

先ほどもお答えいたしました。住民登録のない方には地方税法に基づき家屋敷課税として住民税の均等割を課税しており、一定のご負担をいただいております。また、自治会の活動費などにつきましては、標準的な行政サービスを行うための財源であります法定税により賄うべき案件でございます。現状では法定外税を導入することはできませんが、自主財源を拡充する一つの方法でもありますので、今後も調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 再々質問はございませんが、最後に要望して終わります。

先ほどの再質問で、自治会についての運営に法定外税が充てられないのかを質問させていただきました。私たちが住む一宮町では、自治会活動はご近所のつながりで結成される地縁に基づく団体でございます。自治会は、防災・防犯活動や地域の催しなどの親睦活動、交通安全運動など、よりよい地域社会の実現に向け活動しています。

私たちの周りには、ごみの管理などの環境問題から、地域防災、生活安全など様々な地域課題がありますが、これらの課題の多くは個人や家庭で解決できないものがあり、こうした地域共通の様々な課題の解決に向けて取り組む組織、それが自治会かと思えます。

海岸に面した地区では、新築以外でも売買した建物をリノベーションし、別荘や貸家等にしているところも多数見受けられます。別荘や貸家には地域外から引っ越してくる方も多く、地域活動への関心が低く、抵抗を感じる方もいます。

法定外税につきましては、公平性の観点から地域を分けて考えることができないのであれば、答弁にもありました標準的な行政サービスを行うための財源であります法定税により賄うべき案件として、未来の一宮町を見据えて、自主財源の拡充するよりよい方法を検討してもらうことを要望し、一般質問を終わります。

○議長（鶴沢清永君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、5 番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5 番、大橋照雄君。

○5 番（大橋照雄君） 5 番、大橋です。

私、大きな項目で3つあります。質問の2に関しては、細かく5つありますので、細かく質問させていただきます。

それでは始めます。

質問1、サーフタウン断念、つまり事業失敗の責任は国にあるのか。これが題名です。

サーフタウン事業の申請書には、造成費は町負担で行うと記載されていました。すなわち、造成をするのは、交付金のあるなしに関係なくということになりますが、町長は国の交付金制度変更で中止というふうに議会でおっしゃっていました。この発言は虚偽ではないかということになります。仮にこの発言が虚偽でないと、国への申請書が虚偽だったことになるというふうになります。さらに、宅地造成費は議会の承認が必要です。にもかかわらず議会上に提案されておられません。また、交付申請書では、リアライズの検証結果は一宮町ホームページに公表と記載されていますが、公表されていません。

このように、やるべきことをやらずに、町民の財産、つまり町民の税金310万円、国の交付金約5,000万円を、町民の了承なく、事もあろうに4期連続赤字の経営者に無償で譲渡しました。これは、赤字が目的だったというふうにも捉えられなくはないような内容です。

町長、この責任は非常に重大です。責任を痛感されているか教えてください。町長、胸に手を当ててよく考えてみてください。町民に対してとんでもないことをしたとは思いませんか。

そして、さらに疑問なのは、同時期に交付金で造られた駅前の産直は商工会が管理運営して利益を出しています。町の一般財源に計上されている商工会ができることを、町が経営に参加しているリアライズではなぜできなかったのか。これだったら商工会に委託すれば黒字になるかもしれませんね。全ての町民が納得できるように真摯に包み隠さず教えてください。

そして、本日ここにご列席の議員の皆様も、しっかりと聞き耳を立てて、一言一句漏らさず傾聴していただきたい。それほどこのリアライズの問題は無責任な無駄遣いで、この町とこの町の住民にとって許し難い大問題だというふうに私は思っているからです。

では、回答をお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員のご質問にお答えします。

初めに、造成費は町負担で行い、交付金有無は関係ないとのことのご質問でございますが、こち

らについては、令和4年第1回定例会で大橋議員の一般質問でお答えしておりますが、モニタリングハウス事業の土地造成につきましては、平成28年9月に地方創生推進交付金実施計画に計上の上、町から内閣府に提出しているため当該交付金事業となります。

また、土地造成費は議会の承認が必要とのご質問ですが、こちらにつきましては平成29年3月に土地造成設計費を町議会定例会へ予算上程し、可決されているものでございます。

次に、検証結果の公表のご質問ですが、現在、町のホームページの一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議のサイト内に、第1期一宮町総合戦略の評価について掲載してございます。

最後に、町民の了承なく無償譲渡したとのご質問ですが、令和4年3月の大橋議員の再質問への答弁のとおりで、ご指摘は全く当たらないものです。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、28年の9月に地方創生推進交付金の実施計画書に計上しましたということですが、これ実施計画書で、造成費の内容じゃないんですよね。私は、造成費の申請書を出しましたかという質問ですので、これはちょっと答えが違います。

それから、まず2番目の議会の承認ですね。これ出しましたよということをおっしゃっているんですが、やはり造成設計費、これを申請しています。私が申し上げているのは、造成の費用の話をしているので、これもまた違います。

それから、もしこの実施計画書の中に金額とか何とかは明示されてあるのであれば、それは見せてほしい。造成費は交付金で行うと町は言っていますが、申請書には全く交付金が出てきていないんですよ。事業の推進はあくまでも申請書が基本なので、その申請書にないことは反対にやってはいけないことなので、そういうことになっていますね。

以上のように、上程を何もしていないということは、私が言ったとおりに現状はなっているんですね。なおかつ、町は検証の場所なんですけれども、ホームページ見たら見つけられないんですよ。よくよく見つけてもらって、プロに見つけてもらったら、全く分かりにくいところに掲載してありまして、これでは到底公表という名の下での提示ではありません。これも非常に町にとって不親切な、とんでもないことをやっている。そして、内容からいって、

町は虚偽答弁を繰り返している、町民をだましている。町は町民を見ずに、自分たちの保身しか考えていないんじゃないか。こういうような考えが浮かんできちゃいます。

だから、町長は町民の財産の管理を怠るのであって、この責任をどのように取るつもりか、それを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の再質問にお答えします。

まず1点目の平成28年9月の計画書には、この造成費と計上されているものが、そこは回答と違っているというところがございますが、事業計画書の中では造成は行いますと記載されておりまして、本来であればそれを29年の4月の国への交付申請書の中で、その金額とかそういうものをもろもろ、その年にあるものを改めて申請して、それについて交付決定を受けて実施するというものでございます。なので、29年3月の予算書の中で見ていただくと分かるんですけども、歳入の部分でその造成の設計費用と歳出の設計費が入っています。それで、それは当初5年間の計画の中でちゃんと行っていくよということで、概算費用も計画書の中でうたわれているものでございます。

2点目の議会の承認についてですけれども、議会の承認、ただいま申し上げたとおり、設計費の計上しかございません。造成費の費用についてはありませんが、これは設計が終わった後に、次の年度、平成30年度の予算上でこの造成の費用については、町のほうの予算で計上しようというところがございますので、この段階では承認は取れていないというか、結局そこで制度変更によって対象外となってしまいましたので、止まってしまっていますので、承認はそこまで至らなかったというところになります。

3点目でございますが、検証の場所が分かりにくいのは大変申し訳ございません。ただ、こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、第1期の一宮町総合戦略の評価として、ルール上、まち・ひと・しごと創生有識者会議という会議がございまして、この有識者のメンバーの皆様は毎年毎年検証の事業の経緯とか、状況とか、そういったところをご案内して、会議録とかもそちらのほうで公表していますので、その部分に入れるのが適切かということで、評価についてもそちらのほうに入れているところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） まず実施計画書ですか。これには明細が載っているということで、これは後でもいいですから見せてください。

それから、造成費は、要するに計上していないということですよ。先ほどの答えですね。ということは、計上していなければ結局不採択とか、そういうあれにはならないんですね。以前にも私が申し上げたんですが、あるいは町民の方からもおっしゃったかもしれないんですけども、計上はしていませんという、当時の担当課長もお答えになっていますので、だから計上はしていないんです。それにもかかわらず造成費が不採択になったとか、そういうことを言っているの、これは非常に問題。要するに虚偽発言だということを、私は申し上げます。

それと、検証結果なんですけれども、私、当時藤乗議員が質問したのに対してお答えしたのを聞いているんですが、資料を調べたところ、私の資料には、こんな質問がありましたという内容しかなかったものですから、私の記憶で話をしますと、各方面で報道されて町の知名度が上がって、町中ににぎわいできて非常によかった、成功だったというような内容でお答えしたような気がするんですが、私は、この答えも非常におかしな答えで、そもそもこの事業は地方創生事業なので、人口が増える、そういう内容の事業がメインなんですね。そしてそのメイン事業は、モニタリングハウス、サーフィンセンター、この2つがメインの仕事で、この事業が人口を増やす事業なんです。そして、人口が増えたら、ここに来た方々と、それから町中の方々の交流や、ここに来た方の楽しみとかそういうもののために町中をリフォームして、そういう施設を造りましょう。これが申請書には大まかな形でこういうふうに記載しています。具体的に載っているんです。だから、この事業は主たる事業をやっていないので、これ失敗なんですよ、はっきり言って。そして、なおかつ町中の事業はやっちゃいけないんですよ。それをやっちゃったということも問題です。だから問題だらけの事業を、この事業ではやったと。しかも、事業に、どんなところに、どういうお金の使い方をしたかというのが一切出てこない。

それから、経営者に一度説明を求めたが、それは行われなかった。したがって、闇の中で行われた事業になってしまった。こういうおかしなことをやっているの、町長は責任を感

じないのかということで、私は質問しています。

私のこの質問の中で、特に説明責任を果たしていますよということを言っているんですが、これ議員の皆さんに説明していますよと。第三セクターという事業は、町民と議会に説明しないといけないというふうに指針の中にうたっていますので、これもやっていないんですよ。だから何もかもやっていないのに、これで終わりにしちゃって、しかも赤字つくった人に、よく赤字つくってくれたとってプレゼントするような、こんなおかしなことを町がやっていいのか。そういうことを私は申し上げているんです。じゃ、その辺を教えてください。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 大橋議員の再々質問にお答えします。

まず初めに、実施計画書のことでは造成費のほうが計上している、計上していないというところのお話なんです、そこちょっと問題のところは重複しているような感じがしたので、そこを説明させていただきます。

造成費の計上というのは、町の予算上の計上については、先ほど申し上げたとおり、まだ造成の設計から始まりますので、そういったところで計上は、町の予算上は計上できなかったというところがございます。ただし、国へ提出しているこの事業自体の実施計画書には、ちゃんとその辺は造成を行うというところは、ちゃんと記載されているというところの認識でございます。

それと、検証結果につきましては、藤乗議員のご質問があったときのうちのほうの議事録を確認をしたところ、一宮町リアライズの最初に会社の設立から内容、これまでの状況とか、内容とか、最終的に株式譲渡に至るまでの、そこまでの、これまでの結果というんですか、評価というんですか、そういったところを評価すべきだろうというところに対してちゃんと答弁を行って、こういうことで株式譲渡まで至ったというところは、これまでも何度も答弁してきているとおりのため、そこについては検証結果を会議録で行っているということで、私の答弁しているところでございます。

サーフォノミクス、いわゆるまち・ひと・しごとの事業ですね、サーフォノミクスの事業の全体のところにつきましては、先ほど言ったとおり、総合戦略の有識者会議がございますので、そこで丁寧に毎年毎年委員の皆様にも説明しますし、議員の皆さんにも報告して、必要に応じて広報いちのみやとホームページ等でも、そういった町民の方にもこういう状況で

すというものはご提示してきております。

あと、経営者についても、当初議会、そのときは大橋議員はいらっしゃらなかったと思いますが、当初この事業計画についての全体計画についてと、社長の経営に対する考え方というんですか、その辺は皆様に説明をさせていただいているところがございますので、そこでご承認いただいて、まちづくり会社に町としても投資をして盛り上げようというところで賛意をいただいているというところで理解しておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 町長、お願いします。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再々質問でございますけれども、私は、この事業について一貫して説明を翻したこともなく、皆様に真実のみをお話ししてまいりました。これは議事録などをご覧いただきますと、大きな齟齬がないということでご理解いただけるものと考えております。

ほかのことにつきましては、企画広報課長からご答弁申し上げたとおりであります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） それでは2番目、これは先ほど申し上げましたように、5つ細かい部分がありますので、よろしくをお願いします。

まず、これは町民の声が私の元に届きまして、その中で抜粋して質問させていただきます。

町民が非常に、馬淵町政は何もやっていないじゃないか。そういう思いを持っている人が非常に多くいらっしゃいます。

そこで質問なんです、まず、やりますと言ったことが何も見えないよ。形や数字になっているのか。そういう政策は何があるんだ。その説明をしてもらって。そういうふうには町民の方から言われましたので、まず何をやったか、何も見えないよということを説明してください。よろしくをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 大橋議員の1点目の、町長がやりますと言っていましたが、何も見えないと、広報などで示させていただいております町長の示す方向性についてのことかと存じますので、そのことについて回答させていただきます。

町長が示す方向性については、形や数字に表れにくいものが多々ございます。しかしながら、その中で幾つか挙げさせていただきますとしましたら、まず防災関係では、老朽化の進む中央ポンプ場の大規模改修になります。皆様もご存じのとおり、温暖化により集中豪雨や台風など、これまで以上に中央ポンプ場の役割は大きくなっております。長年の懸案事項であります財政的にも大きな負担を伴うものでありますが、安心・安全なまちづくりの要として実施をしております。

また、町の防災の基本となる地域防災計画につきましても、平成25年から9年ぶりに改定を行いました。

次に、経済関係ですが、大企業の誘致ではなく、農業、商業、サービス業、不動産業など個人事業者と千葉、東京方面の勤労者を中心としたまちづくりを方針として挙げております。体感的なものになりますが、リモートワークなどの需要により東京等の企業にお勤めの移住者の増加、キャンプ施設や宿泊施設の増加など、町の経済に好影響を与えております。

また、農業関係につきましても、新規就農者がこの4年間で6人増加しております。町民税につきましては、これは様々な要因が考えられますが、令和元年度は7億500万円から令和4年度で7億3,300万と増加しており、おおむね方向性に間違いはないかと認識しております。

インフラ関係では、公共施設の更新計画を作成し、現在、中央ポンプ場や原地区農業集落排水施設の改修を進めているところであり、今後は老朽化した公民館などにつきましても具体的な対応を進めてまいります。

教育関係につきましては、ICTの分野では全児童生徒にタブレットを整備し、情報活用能力の育成及び情報モラルの教育の推進を行っております。

また、外国語教育につきましては、ALTの小中学校の配備はもとより、ここ数年はコロナ禍の影響により中止となっております中学生海外交流研修事業を国内の体験型英語施設で代替実施をし、グローバル社会で活躍できる人材の育成を行っております。

いまだ達成できていない事項もございますが、今後も町民の皆様の命と暮らしを守るために全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問。今の答弁ですと、体感的なものの内容があったんですが、移住者の施設が増えて、町の政策がないのに増えているんです。町はサーフタウン構想で立ち上げたのが人口が増えない事業になって、これが失敗なんです。しかし、事業を町がやらなかったら人口が増えて、アパートとかそういう施設が増えています。だから、町の行政必要なくなったというふうにも私は見えるんですね。この辺は、多くの町民の方も、あるいは冷静に考えると見えてくれるかもしれません。

それで、なおかつ町税が3年間で約2,800万円増えましたよと。だから、非常にいい成果じゃないかというふうにおっしゃっていましたが、増やす算段が、どんな算段で増やしたのかがないと、これでやはり行政の仕事をしていないということになります。それで、なおかつ町税が増えると交付金が減るんですよ、地方交付金が。したがって、全体として増えない。そういうデメリットもある面出ちゃいます。

そこで、町長として自主財源を確保するというのは1期目でおっしゃっていて、私も非常に新しい感覚の発言だったので、非常にこれはいいなと期待していたんですが、言っていることは、最初の頃は一宮リアライズ、具体的な政策、それから産直、駅のところの産直、それからいっちゃんゴーフレットとかというお菓子か何かの品物を提示しまして、この3つが私の自主財源の政策ですというふうに、最初、私の質問に対して言っていました。

ところが最近になったら、町民の税金ですというような話に変わりました。だから私は、それでは違うでしょう。要するに、町が努力をして歳入を増やす、そういう考えがないのであれば、これは町政としてやっている意味がなくなってくる。町がこういうふうに努力をして歳入を増やすんだよということを掲げられなければ、この間関谷先生もおっしゃっていたが、ただ使うだけの行政ではもうこれからの持続可能な自治体づくりは無理ですよというふうにちらっと関谷先生もおっしゃったので、私も関谷先生のところに行って伺いました。これはどういうことですか、私が聞いたところで判断すると、行政もこれからは経営だというようなことをおっしゃっているんですかと確認したところ、そのとおりですと。このように、経営ですよと。そして、この関谷先生は一宮町のまち・ひと・しごとの座長を務めている方でもありますし、そのほかに、いろんな自治体に関連して、そういうことをなさっている方ですので、かなり行政に関してはすばらしい発想を持っている方だと思って、私はお聞きしました。

だから、今の一宮町の町長の姿勢のあれでは、かなり持続不可能なまちづくりになってしまわないかと非常に危惧して、こういう質問をしたんです。

それについて、まず一つでいいです。町税が要するに目標であれば、どれくらいの目標値を町が求めているのか、その辺を説明してください。そして、具体的に町税を増やすというのであれば、具体的に町民の方々、あるいは企業の方々にどういうふうな働きかけをして町税を増やすようなことをするのか。その辺の説明をしてください。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 自治体の自主財源を増やすということは、私としても財政力指数を上げていくことというのは、依存財源を減らす、もちろん今議員がおっしゃられるように、1を超えないと地方交付税のそれとの相殺が生じますので純増にはならないわけなんですけれども、以前の合併議論が盛んだったときも、大橋議員ともお話をしたかと思いますが、自主財源が豊かであれば、そうした外部の様々な力学に受け身の存在にならずに、自主的に行く先について決定できる。そうした権能を自ら確保することができるということですね。そういうことで、そうしたことを望ましいものと考えerということは、私、今日まで変わっておりません。

その中で、実際のところ私が自治体の経営ということ、今議員もおっしゃられたんですけども、私が考えているところでは、基本的には、私どもの社会においては、官営の事業というものは民営の事業のあくまで補完にとどまるべきであるというような認識を持っております。基本的には、様々な社会の中での営利活動、ビジネスのチャンスというのは、まずは民間でそれを的確に捉えて収益事業を展開していた。そうしたことが活発になるような、言わば下支え、そうした環境整備、これは法的なものもありますし、物理的なインフラ整備などもあります。

こういったことによって、社会の活発なる様々な経済活動を支えていくというのが基本的に自治体の責務である。その中で、特に民業のほうでなかなか手の出にくい部分、新しいチャレンジするところも場合によってはあります。そういったものについて、この自治体がそれを担うということがあり得るのではないかというふうに思っているところであります。

例えば代表的なことでは、私どもの町にも社会福祉協議会ございますけれども、これは介護保険というものの必要が高まってきたときに、介護事業というもの、民間の中には十分な受皿がない中で、国の旗振りによって社会福祉協議会というものを組織して、そこでそういった介護事業のパイロット的な展開を担っていた。そういった国の方針があったと伺ってお

ります。こうした形で、自治体が新しい社会ニーズに、民間に受皿が十分ない場合、まずそれを担う。そういったこともあり得るんだろうと思います。

私どもの町では、大橋議員は以前洋上発電の可能性を述べていただきました。私は設備投資、それからその後の運営、全体として経済規模非常に大きなものになりますので、これは民間資本にお任せするべきところであろうというふうに私は考えておりますが、いずれにいたしましても、まず収益を第一にと、自らが自らの事業で収益をこの自治体に回収していくということではなくて、自治体の事業によって民間の皆様のお仕事により順調に進むということ。そして、結果的に税として、私ども自治体に頂戴するというのが、やはり正道ではないかというふうに考えているところであります。

そういうことで、インフラ整備その他、特に私は交通の整備というのは非常に重要であるというふうに考えております。先般も知事と国土交通省へ上がって、そしてグリーンラインの事業化について、茂原一宮間の事業化についてはお願いをして、それを認めていただいたということでもあります。様々なそういう下支えによって町を支えていくということを考えております。

それから、町税の目標額というのも、これもそういう意味では決して私どものほうで、ここまで頂かなくてはいけないというものを想定しているわけではありません。ただ、順調に上向いていくということを本当に心から願っているし、それが起こるよにと今申し上げた環境整備に努めるということでもあります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁ですと、目標はありませんということで受け止めました。

それから、馬淵町長ももう7年4か月も町長をやっておられて、2期目も終盤なんですけど、いろいろなお話が私の耳に最近よく入ってくるので、一つお聞きしたいんですけど、南総一宮線、これ馬淵町長の活躍で県の事業は停止中と聞きますが、これは本当なんですか。

それから、この間の、先ほど申し上げましたが、長生郡市の町村議会研修会へ関谷先生から、行政も経営ですよという講話がありました。馬淵町長は考えが違うというようなことを、今答弁の中で言ったような記憶があるんですけど、関谷先生とは違う考えなのか。

あと、持続可能なまちづくりというのは、大体どういうふうに通馬淵町長はやっていくべきなのか、その辺の考えを伺います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大分、当初より違うところにお話もまいているようでございますけれども、まず南総一宮線ですけれども、私は以前に一つ停車場線と十字交差のルートの可能性はないかということでお話をしたことがございます。そのことについては、この議会でも議員の皆様から取り上げていただきまして、いろいろな歴史的経緯があるので、そうした変更は望ましくないのではないかというご意見も頂戴しました。

私としては、現在県と鋭意協調を進めまして、実は十字交差の件も、民間の土地を買収する件数が減ってまいりますので、そちらのほうが早く進むのではないかとということで、私は申し上げたんですが、しかし、これまでの経緯もあるということで、県とはそこで意見を一致させまして、現在県は本年度も、従来、まだ全く進んでいなかった1区、要するに128号線への接続部分の線形プランの策定、それからそこへ至る、現在造られているところからその先、接合部分までの測量、こうしたことに予算を取って、実際再起動をしてくださっています。これは、一昨年あたりから始まっておりまして、議員がご出席でいらっしゃったかどうかちょっと記憶にないんですが、住民説明会も行ったところでもありますので、こちらは、私の感触では、これまでが長かったので何ともあれなんですけれども、比較的、最近ここ私が登板する以前に比べれば順調に進んでいるというふうに考えております。

それから、その次は、何でございましたかね。

（「関谷先生の」と呼ぶ者あり）

○町長（馬淵昌也君） 関谷教授ね。それにつきましては、私ども行政が自分で事業を行ってもうけるというのではなくて、私どもが頂戴した税金、あるいはふるさと納税ですね、これご寄附であります。こういったものをいかに的確に効率よく、さらに民間の皆様が伸び伸びとお仕事を、経済活動を展開していただけるような、そういう事業に使っていただけるか。それを的確に、正確に捉えて、効率よくやっていくべきであるという、そういうお考えかというふうに理解しております。

私は、そういう意味では、行政に、今までこうだったからだけではなくて、議員もよくおっしゃるところだと思いますけれども、そういう明確な、的確なる予算の使い方。これに対して、非常に右肩上がりであった社会よりもより真剣に取り組む、そういった時代的要請を

私どもが帯びているということは間違いない。そのように私ども自治体における経営の意識というものは捉えているところであります。

それから、持続可能性ということでもありますけれども、私は、今一宮町はご存じのとおり、この千葉県東部外房地域では唯一人口が維持されている町だということでもあります。これは、一定数の社会増と言われる、要するに外からお越しになられて、ここの住民になられる方がいらっしゃると。こういうことが継続的に起こっているので人口が維持しているということです。

こういう中で、私は今一宮町が比較的選ばれる町であるんだろうというふうに思っております。ほかの全国の魅力のある町、どこに比べても一宮町がベストなのかどうか。それは調査もないので分かりませんが、しかし、相対的に一宮町が輝いて見える町である。そうしますと、私どもがまずは、もちろん地球規模でのグローバル・ウオーミングにどういうふうに立ち向かうとか、そういう問題はまた別途ありますけれども、今選ばれる町である一宮町の魅力、その源泉は何であるかをよく捉えて、それが劣化しないように行政の力でできる限りそれを保障し、増進していくということ。そうしたことによって持続可能な町になっていくのではないかとこのように私は思っております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

次の質問をお願いします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 7番、鶴沢君。

○7番（鶴沢一男君） 休憩を求めます。

○議長（鶴沢清永君） それでは、質問の途中ですが、ここで10分程度の休憩といたします。

会議再開は10時50分。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、大橋照雄君、次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） それでは、②のほうリアライズの件でまた、再度。

無責任に捨ててしまった税金310万円があれば、家族が1年暮らせませす。町民のためにも

っと有効な活用ができたはずと考える町民が非常に多いです。

私が提言したように、町民に相談してから310万円の処分を考えるべきではなかったのか、町長には反省があるのか伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の2点目のご質問につきまして、お答えします。

こちらにつきましては、1問目のご質問、サーフタウン断念の責任を問うで答弁をしたとおりでございます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問願います。

○5番（大橋照雄君） 今の答弁ですと、もう反省はありませんということで受け止めました。

じゃ、3番目に移ります。

オリンピックが一宮で開催されたことは、海岸に記念モニュメントがあるだけで、大多数の町民の間ではもはやほとんど忘れられている。こうした有形のレガシー、つまりハード面のレガシーは持続可能ではなく、いつか廃れてしまう。今は無形の、すなわち町民の暮らしとか、町民の心にいつまでも残るソフト面が、レガシーが尊ばれる時代となっています。町長にこうした考えや施策はあるのか伺う。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、3点目のご質問であります持続可能な施策等につきましてお答え申し上げます。

国は、「SDGsアクションプラン2021～コロナ禍からの「よりよい復興」と新たな時代への社会変革～」の中で、SDGsを原動力とした地方創生を推進するとしており、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められております。

本町では、具体的に、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、重点戦略や基本施策ごとに総合的に対応するSDGsの17のゴールを設定し、各施策を推進することに

より、SDGsの達成につなげていくこととしております。東京2020オリンピック競技大会初のサーフィン競技が釣ヶ崎海岸で実施され、無観客となったことで観光入り込み客などの経済効果は少なかったものの、オリンピック開催に伴って整備されました施設や、本町の知名度向上などといったレガシーが築かれました。

オリンピック後も、釣ヶ崎海岸を中心とした様々な施策を行っており、東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技の開催を記念し、オリンピック出場選手のサイン入りモニュメントを、県立九十九里自然公園釣ヶ崎園地内北側の角地に作成、この設置を記念し、オリンピック開催1年後イベントとし、令和4年8月2日に関係者をお招きし、除幕式を行いました。大会史上初のサーフィン競技が行われたオリンピック開催地であることを後世に伝えつつ、町のランドマークとなるよう設置いたしました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため無観客で開催されたことに伴い、学校観戦が中止となりました。そのため、子供たちは、地元で開催されたオリンピックを体感するという貴重な経験ができませんでした。

そこで、オリンピックサーフィン競技が行われた釣ヶ崎海岸で、大会会場の施設として使用された釣ヶ崎海岸施設の壁面に飾る絵画を子供たちに制作してもらうことで、オリンピックの思い出、心のレガシーをつくることを目的としましたメモリアルアート事業を令和4年11月26日に行いました。今も釣ヶ崎海岸を訪れる多くの方々が、子供たちの絵画を観覧したり、モニュメントを背景に記念撮影をするなどされております。

このほかにも、オリンピック競技大会サーフィン競技の開催地としてのレガシーを活用した各種イベント、WSLQS3000や、ICHINOMIYA SURFING FESTIVAL、第4回波乗り甲子園などが釣ヶ崎海岸で開催されております。

引き続き、オリンピック開催に伴って整備された施設や、知名度向上などといったレガシーを本町の活性化につなげ、様々な角度から各種施策等に生かしてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 今の答弁ですと、ちょっと質問をよく理解しているのかなというような内容だったので、簡略してお聞きします。

町長には、町の持続可能な施策はありますか。今、ソフト面での持続可能な施策ですね、

これをお答えください。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） ただいまの再質問、町の持続可能な施策、ソフト面ということでお答えします。

具体的なところというのはないんですけども、先ほど申し上げました、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略内におきまして、その17のゴール、SDGsの取組ですね、そちらのほうを、全て施策ごとにこの事業を行うことによってこれが達成するよというのを表記されておりますので、そちらのそれぞれの施策が進むごとに、SDGsに向けた取組が進むということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 次の質問を願います。

○5番（大橋照雄君） 4番目、これは町長が回答したほうがいいと思うんですが、今まで、課長がお答えしていますけれども、これ全部、この場で発言は町長が発言したということで私は理解しますので、その辺をご了解ください。

町長は、なぜか毎回のように住民説明会などに出席してくださっているのですが、ぜひこれを答えていただければと思うんですが、町は地域住民の生活を犠牲にして観光施設の許可を出している。町が発展すれば住民が犠牲になってもよいのか何う。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、大橋議員の質問にお答えいたします。

町や県は、地域住民の生活を犠牲にしてまで開発行為の手続をしているわけではございません。ましてや、住民が犠牲になってもよいとは考えておりません。

事業者は、都市計画法や建築基準法等の規定の範囲内であれば、土地を有効活用し、自由に建築物を計画することができます。事業者から適正な申請が提出されれば、これを拒否す

ることはできませんが、事業者には、地域住民へ丁寧な説明を行い、周辺住民の生活環境への配慮を徹底しながら事業を進めるように指導しております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 先ほどちらっと申し上げましたが、町長が積極的に住民説明会にご出席されているのを私も何度か拝見しましたので、非常に関心を持ってくださっていると。それから、なおかつこの件に関して条例まで制定しているということ、今進行中ということでした。

ただ、残念ながら、町民の方を交えてつくったらどうですかという提案に対しては、そこまで行動を取っていただけていないみたいですね。このようなことが町の発展のために起こるのは非常にいいことなんですけれども、私がトラウマになっている、実はリアライズの関係の方がここに関与しているというような情報がありまして、これ非常に、何かゆゆしき状況かなと思って、非常に私引っかかっています。

だから、この方たちと引き続き、町は関係を持っていい事業をしたんだというふうに、もし解釈して事業を推進しているとしたら、これは非常に問題だなと思って、これは関連のあることを知っているかどうか、これ答えていただければいいです。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 全く承知しておりません。

○議長（鵜沢清永君） 答弁終わりました。

（「次いきます」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 5番目、行政が何もやらないということは、何もしていないということではなく、町民にとっては悪いことをしているのと同じ意味であるということを町民の方から、議会から町長にその自覚があるかどうか聞いてくれと、そういう申出がありましたので、今回これを取り上げました。町長、お願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ただいまのご質問について答弁させていただきます。

町民ニーズは多種多様であります。着実に町では一步一步進めているところであり、何もやらないということはありません。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 時間もないので簡単に再質問しますけれども、町長、選挙のときなどにいろんな公約もどきを掲げていますが、あれなかなか形になっているのが非常にないというふうには私に思っていて、非常にあれが不満だったんですね。何も、計画も何か見えないので、これやっぱりやらないのかなというふうには、最近、疑いを持つようになってしまいました。

なおかつ、いろんなあれすると、どう思うかというのが非常に出てくるんですね。だから、具体的に、どのぐらいの金額とか、あるいはどのぐらいの人数とか、こんな形のものをつくれますよとあって、そういうものを説明していただければ非常にありがたいんですが、でも町民の方は、何もやっていないじゃないかというふうには思っている方が最近増えていますので、ぜひその辺の説明をお願いしたい。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再質問にお答えいたします。

まず、数値目標についてですが、総合戦略、新しくつくったものの中に、数値目標を各項目で掲げております。それをご覧いただくと、町行政全般にわたって、どこまでの目標を設定しているかご確認いただけますので、まずはご覧ください。

あと、今、総務課長のほうから、着実に一步一步進めているということで申し上げましたが、私としてはそのように認識いたしておる次第であります。それぞれの事業によって差異はあるわけですが、おおむね進捗しております。多くの町民の皆様には、そこはご理解いただいているというふうには私は認識しているところであります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問。

○5番（大橋照雄君） 私が申し上げているのは、どうしても馬淵町長の政策が、漠然的政策が掲げられて……、回答か。そういうような回答が多くて、具体的なあれがなかなかないんですね。掲げているやつがいっぱいあったんですよ。

私が特に気に入ったのが、自主財源を確保して財政運営をすると。これは、今までいろんな首長さんが、そこを掲げた人があまりいなかったの、非常にセンセーショナルな感激を受けまして、それで一度私も、馬淵町長を応援させてもらったんですが、なかなか形が出てこなくて、漠然と言っていることが変わっちゃうので、それは町長の姿勢としていかなものかなと思ひまして、だんだん質問のあれが変わっちゃったんですけども、特に、あともう一つ、最初からずっと一貫しておっしゃっているのが、現場主義に徹するというをおっしゃっていましたね。

だから、現場主義というのは、私の考えですと、町民の方が現場かなと、そういうことをおっしゃっているんですけども、私は、やはり全部の方のところには何うことはしません、たまたまお会いした町民の方とお話をしたりなんかすると、先ほど申し上げましたように、馬淵町長やらないじゃないかというような声が、最近多く聞こえます。私もそういうふうに思ったので、それを質問したわけなんです。これは町民の方の声を私はお届けしているので、その辺は、これは町民の方が私は現場だと思っていますので、その辺は理解してもらいたい。

町長はそういうことに値しないというようなお答えなんです、そういう声があると、これを私は議会からお伝えして、これは了解したかどうかの答えだけで結構です。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 町民の皆様がどう私をご評価するかは、それぞれの方にお委ね申し上げるしかございません。そういう声をお持ちの方がいらっしゃるということも私は甘受させていただきますが、私としては、己がなしたことについては、ご質問いただければ、一つ一つご説明を差し上げる次第であります。

○議長（鵜沢清永君） どうぞ。

○5番（大橋照雄君） 3番目、防災について質問します。

防災は最重要施策です。以前、町長は、災害というのは0.1%ぐらいしか起こらないから、それよりふだんの業務が非常に99.9%起こるので、防災はそんなに特化してやる必要がない

ような内容の発言がありました。

私は非常に危惧しているのが、ハワイのマウイ島の火災被害が起こったときに、行政の対応不備で非常に多くの方が亡くなりました。これは一宮町にもこういうことが起こるんじゃないかという、そういう想定で、私は今回この質問をしました。

それで、私のはしょって話をしちゃいますが、私が回っているときに何人かとお話をした中で、町の情報が届かない、そういう話を町民の方から何人かお聞きしました。防災無線聞こえないよ、そういう話の中に何人かいました。それから、指定されたところは、私は、津波が来るのであっちに避難できないよとか、そういう内容でして、非常に町のほうの想定と違うような内容の回答がありました。それについて町は、町民にまず情報が届いたかどうか、それを万全に自信を持っているか、町長に伺います。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋照雄議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、私の発言についてありますけれども、災害は0.1%の確率しか起こらない、平時の業務のほうが大切だというふうに申し上げたということですが、そういうことではありません。令和3年第2回議会で私が申し上げたことをおっしゃって、これを踏まえておられるんだと存じますが、命を守るということは平時の暮らしを守るという業務も重要であり、災害時のみに焦点を合わせた人員配置は難しく、バランスが重要だと。どちらも私どもにとっては、皆様の暮らしを守る大事な任務であるというようなことで申し上げた次第であります。災害が0.1%の確率でしか起こらないというようなことは申し上げておりませんので、どうぞ正確にご引用をお願いしたく存ずる次第であります。

災害情報の伝達ですけれども、マウイ島の山火事につきましては、警報サイレンを津波用であるということで、これを鳴らさなかったことが問題だというふうに私どもは認識しております。町では、そういった用途によって分けるということではなくて、災害の種類を問わず、発災時には防災行政無線などを用いて住民の皆様にお知らせしておりますので、同じようなことは、私どものところでは生じないというふうに考えております。

情報伝達方法として、このほかにどういうふうになっているかということですが、防災行政無線が聞こえないという声もあるよと、今おっしゃっていただきました。屋外防災行政無線だけでなく、戸別受信機、あとeメール、防災アプリ、それからこれまでツイッターと言っておりましたXというものですか、フェイスブック、ホームページ、また状況においては、この端末を持っていらっしゃる方は強制受信していただくエリアメール、こうしたものを、

様々な手段を用いて避難情報の伝達を行っておるところであります。

これら多重化した方法によって、私どもとしては、今、災害情報の伝達は100%であるかどうか、お一人お一人確かめていないんですけれども、かなりのカバー率を実現できているのではないかと考えております。

あとこれは、私ども災害時要支援者の、避難要支援者の方々の情報取得の在り方についても、いろいろ調査などもさせていただいておりますが、そういう情報が届きにくい皆様にもどうやってお届けするか、今考えているところであります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君）　ここで大橋照雄君に申し上げます。

質問が1時間を経過しました。したがって、以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鵜沢清永君）　次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君）　2番、宇佐美です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、このたびの台風13号による豪雨災害で被災された方々へ、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1問目ですけれども、閉庁日、閉庁時間の問合せ対応についてお伺いいたします。

役場の閉庁日及び閉庁時間の問合せ対応は、外部業者への委託により、守衛の方などが行っていると認識をしていますが、回答内容には限界があり、町民が必要としている情報が入手できないことがあるという話を聞きました。

そこで以下の点をお伺いいたします。

1、回答する内容及び回答範囲を既に定めており、共有されているのでしょうか。

2、問合せ内容が緊急のもので、エスカレーションが必要な場合のフローは定められているのでしょうか。

3、閉庁日や閉庁時間に開催されるイベントや行事の際は、それらの内容の案内を担当の方ができるようになっているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君）　質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 宇佐美議員のご質問の閉庁時間、閉庁日の町民からの問合せ対応についてお答えいたします。

まず1点目の、回答内容や回答範囲が共有されているのかということにつきましては、マニュアルを作成しており、閉庁時間及び閉庁日に対応する宿日直者に、回答内容等について十分共有できていると認識をしております。

2点目の、緊急性を要するものにつきましては、休日、夜間であっても、担当職員に電話連絡がされるようになっております。

それから3点目の、休日に開催される町等で主催するイベントにつきましては、パンフレットや資料を宿日直者に引き継ぐことにより、必要な案内はできていると考えております。

また、緊急性を要さない宿日直者が回答できない内容につきましては、閉庁時間に職員が対応するように引継ぎをされているところでございます。

回答につきましては以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

ちょっと意見を先に言わせてください。

マニュアルやフローがしっかりと整備されているということが分かりました。ただし、必要な情報が入手できなかったという声が私の元にあったことは事実です。全てを網羅することはなかなか難しいと思いますけれども、情報をデータベース化したりとか、AIを活用するなど、情報の蓄積と必要な情報を瞬時に取り出して案内できる仕組みを導入するなど、よりよい対応を目指していただければと思います。

それでは2問目、子育て支援に関する質問に移ります。

当町では、保育所の開放や、保育園併設の子育て支援館などの子育て支援事業が既にありますが、通園していない保護者の方やお子さんより気軽に使える子育て支援の場所が必要であると常々考えております。

昨年12月の定例会でも、児童館機能について、既存施設を活用して、スモールスタートで

いいので検討してもらいたい旨、要望いたしました。

そこで、現状の検討状況及び既に着手していることがあれば、その内容を教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

12月の定例会での宇佐美議員の質問にお答えしたとおり、まず、保健センター内の遊びの広場の活用を検討し、8月からではありますが、いちのみや保育所の保育士2名による出前保育を開始いたしました。第1回目は、親子での製作、保育士によるエプロンシアターや絵本の読み聞かせを行い、8組の親子の参加がありました。今年度は月1回の実施ではありますが、手遊びやふれあい遊びなど親子で楽しめる内容ですので、多くの親子に気軽にご参加いただきたいと思います。と考えております。

また、同じく、遊びの広場を活用して、一宮どろんこ保育園の保育士による出前保育を昨年度から月1回開催しております。そのほかにも、いちのみや保育所では、5月から土日も午前中、園庭開放とはらっぱ文庫の絵本の貸出しを開始しております。愛光保育園、東浪見こども園では、併設する子育て支援館で、子育てサークルが主催するイベントが毎月行われております。どれも就学前のお子さんと保護者の方が気軽に利用、参加できますので、多くの子育て世代の方々に利用していただけるよう、一層周知してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

保育園併設は、園の雰囲気を感じることができたり、人と施設が整っているという長所がある一方で、なかなか通っていない保護者にとっては敷居が高く感じられると思いますので、保健センターのあそびの広場の活用が始まったということは大変喜ばしく思います。

次の課題として、より多くの方に周知する必要があると思いますけれども、現在の周知方法並びに今後検討している新たな周知方法があれば教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは再質問にお答えいたします。

現在ですけれども、毎月、町の広報に子育て支援情報として掲載しております。今後は、町のSNSを活用した周知を検討してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

子育て世代はSNSやネットを活用する世代ですし、SNSは町からの情報発信だけでなく、保護者からの意見を受け取ることができるため、ぜひSNSの活用を実現していただければと思います。

それでは次の質問に移ります。3問目は、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税の制度が10月から一部改正されるとのことですが、改正に伴う当町への影響の有無を教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の3点目の質問、ふるさと納税の制度改正に伴う当町への影響についてお答えします。

今年10月から、ふるさと納税制度の一部改正される内容は3点ございます。

1点目でございますが、ふるさと納税に要する費用は、100分の50以内ということは変わりませんが、ワンストップ特例の事務、寄附金の受領を証する事務、募集に付随して生じる事務に要する費用を含めることが追記されました。

2点目でございますが、返礼品などの製造、加工について、その工程が食肉の熟成、または玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることが追記されました。

3点目でございますが、返礼品等が主要な部分を占めているものというこれまでの制度か

ら、返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であることに変更となりました。

この改正に伴う当町への影響につきましては、地場産品基準の見直しを行った結果、基準に該当しない返礼品が見つかったことから、提供できなくなるものがございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

基準外になる返礼品があるとのことですが、具体的に何品が該当するのか、また、昨年度実績で、当該返礼品が寄附額の何割程度を占めるのか教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、再質問にお答えします。

基準外の返礼品数と昨年度寄附実績額での割合につきましてお答えします。

9月現在の全返礼品数は149品ございます。このうち、今回基準外となる見込み返礼品数は18品となります。また、昨年度の寄附の実績額に係る基準外見込みの返礼品率につきましては、約1%となります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

今回の改正で、当町への影響はそれほど大きくはないと認識をしましたが、その影響を軽減するために、また、ふるさと納税全体の寄附額を増やすために検討している具体的な対策を教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員の再々質問にお答えします。

寄附額を増やすための対策についてでございます。

本定例会にも上程させていただいているところでございますが、この11月の駆け込みに合わせて、新たに1ポータルサイトを拡充することで寄附額増を目指すとともに、引き続き新たな魅力ある返礼品の開発にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君）　どうぞ。

○2番（宇佐美信幸君）　ありがとうございました。

今回の改正では、地場産品に対する基準が厳しくなるということですので、当町ならではの地場産品の掘り起こしに、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

以上で私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君）　以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鶴沢清永君）　次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君）　私も2問ありますので、1問ずつ区切らせて質問させていただきます。お願いいたします。

まず1点目、町の認知症対策は万全かということで質問させていただきます。

9月は、今月ですが、世界アルツハイマー月間で、国内では、行政そして関係事業団体が、患者本人や、その家族への支援を考えての認知症の予防法や症状の出た人への向き合い方の啓発期間としています。

認知症の支援には、住み慣れた地域で長く安心して暮らせるよう、相談、予防教室、施設の紹介など様々ありますが、町では、疑いを含む認知症について相談があった場合、対象者や家族に対しどのような対応をしているのかお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（鶴沢清永君）　質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君）　それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

誰もがなり得る認知症であります。町では、物忘れが目立つなど、言動に違和感がある高齢者の相談を受けた場合、まずは福祉健康課に設置した地域包括支援センターの専門職が

戸別訪問等を行い、正確に状況を把握いたします。その上で、必要に応じ認知症予防教室の案内や認知症専門医療機関への受診勧奨、介護保険制度を活用した施設入所の紹介など、当事者や家族の意向を踏まえつつ、かかりつけ医など関係機関とも連携し、それぞれのケースに寄り添い、支援に取り組んでおります。

一方で、支援が必要にもかかわらず、当事者の支援に対する抵抗が強いなど通常の対応が難しい場合には、地域包括支援センターの専門職と、医師会から推薦を受けた認知症サポート医で構成する認知症初期集中支援チームでの検討につなげ、より適切な対応にも努めているところです。

このほか、認知症高齢者の権利や財産を守る成年後見制度、徘徊高齢者の早期発見のための位置情報検索機器の貸出事業など、様々な対策に取り組んでおり、今後もこうした認知症施策の充実に一層努めてまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

（「再質は終わりますが、ちょっと要望でお願いしたいんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 町のほうでも段階的に応じた認知症対策を考えておられると思います。

これはやはり、国でもかなり医療関係、そしてまた福祉関係者と協力をしながら続けている部分でございますが、町の中でも、認知症初期集中支援チームをつくり上げた、やはり医者を含めた中での検討は必要かなと私は思っております。

こういった中で、かなり窓口に来られた方、やはり不安を持っている方に関しての窓口相談というものは確立できているかなと私は思っております。

そこで思うんですが、私はまだ、実際に認知症をまだ発症していない、認知症であるかもしれない、そういった方々への支援として、やっぱり今後、町としても認知症対策の講座を開いてみたり、そういった学習会の場を設けて、これはこういうものなんだよという周知をしていくのが今後の課題かなと私は思っております。

でないと、高齢者が増えていく中で、高齢者だけがこの認知症になるわけじゃありません。やはり若い人にも認知症になる方もいらっしゃると思いますので、その辺の対策を今後していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

2問目に移らせてください。

○議長（鶴沢清永君）　　お願いします。

○9番（袴田　忍君）　　2問目でございますが、今日から秋の交通安全週間に入りました。ドライバーも歩行者も、本当に気をつけて運転してもらい、そしてまた歩いてもらわなくちゃいけないというこの10日間でございますが、ちょうどその前に、こういった町のルールができたということは、僕は非常にありがたいなと思って、今回質問させていただきました。

それは、一宮町のローカルルールでありますS l o w f o r K i d s、これは、通学の子供たちを見かけたら、ドライバーの方々が減速してそこを通る。そういった通学環境を確保する方策でございますが、6月28日、発起人そして関係者が集まる中で、町が宣言されました。

発起人の提案したステッカーを見かけることも最近あります。町が率先して行った行動は、どのような場所で見受けられるかお伺いしたいと思います。

また、この町の道路は、町民だけではなく、他の町民、市民も通るわけでございますので、その方々への宣言対策があるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君）　　質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田　亮君）　　それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

町では、6月28日にS l o w f o r K i d s宣言をしたことを、8月16日発行の広報いちのみや8月号で広く町民へお知らせいたしました。

今後ですけれども、本9月議会にマグネット式ステッカー1,000枚、立て看板20枚を購入したく、補正予算を上程いたします。ご承認いただければ早急に作成し、ステッカーは希望者に無料で配布しますので、広報、ホームページ、学校等を通じ周知してまいります。

また、立て看板を国道128号など町内の道路に設置することで、町内を通行する他市町村の方にも広く知らしめることで、子供たちの安全をより一層確保できるよう、広く普及させてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君）　　答弁が終わりました。

再質問ございますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問させてください。1点でございますが、町の中での啓発は、私、十分できるかな、やはり広報の中でそれを知らせる、そしてまたステッカー等の配布もある、立て看板もある。町の中を行き来している方には、そういったS l o w f o r K i d s、その原則のことが知られるかと思うんですが、実際この町、128号線を通ってもそうなんですが、町外から来る方、この町を通る方にそういった啓発活動をどうしていったらいいのか、私はその辺が非常に疑問に思うのでございます。町の中の間人だけが気をつけるんじゃないくて、やはりこの町を通る人たち皆さんが、この町は、学童が通るところ、高齢者が通るところもそうだと思いますが、弱者が通るところを減速していただく、それをやはり知っていただくための方策がなければいけないと思いますが、町長、その辺は、町外の方にどういうものを持っているか、お知らせしていただければありがたいと思います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） S l o w f o r K i d s 宣言を行う前に、私、郡の町村会で、郡内の首長様方にご案内を差し上げました。結構皆さん、それはいいねということで、じゃ、一宮でまずお進めくださいということでした。

さらに、これを始めて、町でこういった、今、高田課長のほうから答弁申し上げたようなことをやっていくわけです。それから、これからも広報を続けていかなくちゃいけないと思うんですけども、そういうのを続けながら、また郡内の皆様にはご賛同いただけるかということで、ご協力をお願い申し上げていきたいと思っています。

その中で、特に睦沢の田中町長様からは、大変強いご賛同の意思を示していただいております。同じ南総一宮線を共有する町として、一宮町と連動してこの運動をやっていきたいということで、ぜひ、一宮町の議会でもそのようにご紹介いただければということまで、町長様からはおっしゃっていただいております。

ですので、徐々にこういった会合で、近隣ともタッグを組んで広げていければというふうに思うところであります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

○9番（袴田 忍君） 町長ありがとうございます。

私は要望として挙げますと、ちょっとこれはお金がかかり過ぎるという部分があるかも知れないんですが、高田課長、1つは、S l o w f o r K i d s、その道路自体に子供たちが通る場所へのグリーンベルトの色塗りをきちんと、やはりもうちょっと色が分かるようにとか、幅を広くしろということは難しい話かも知れませんが、やはりこの部分は原則20キロなんだよというような目印をつけていただきたいというのが一つあります。

それから、立て看というのは、見る方は確かに、スピードを出していない方はよく見えると思うんですが、スピードを上げてしまうと、なかなか立て看というのは見過ごしてしまうという部分が非常に大きいと思いますので、本来であれば町の出入口辺りに横断幕があると、ここはS l o w f o r K i d s 宣言の町ですよというような横断幕等があれば、もうちょっと我々の宣伝にもなるのかなという気がするんですが、その辺はあくまでも要望ですので、予算がないとなかなかできないのでございますが、一応検討していただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

今議会では、広域行政のごみ処理最終処分場建設に係る入札問題、それから、教員の長時間勤務問題、自転車ヘルメット購入助成の問題、そして会計年度任用職員処遇改善の問題など、4点の質問をいたします。

1点ずつ区切って行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○12番（焔場博敏君） それでは第1点目、広域行政について伺います。

8月19日付の読売新聞の房総版に「長生郡市の処分場の工事落札、ほぼ最低価格」という記事、そして「漏えいか」という表題で出ておりました。「議案提出を見送り」という表題であります。

この記事が出た中で、ごみ処理最終処分場の非公開の最低制限価格は36億2,560万円で、

落札価格は制限価格の1万円多い36億2,561万円、これいずれも税抜きであります。こういう状態であったということでもあります。8月17日の管理者会議において複数の首長さんから、落札の価格が不自然だ、こういう指摘があり、広域議会への議案としての提出が見送られた、こういうふうに記事にはなっております。報道が事実であれば、ゆゆしき問題であります。当事者である町長から、この点についての説明を求めます。

同時に、提案される予定であった処理場の浸出水処理施設建設工事は、総合評価落札方式、これで28億9,800万円、これも税抜きであります。これで落札されている。この問題についても、問題がなかったのかどうか、併せて答弁を願いたいと思います。よろしく願います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 焔場議員に頂戴しました広域行政についてのご質問についてお答えを申し上げます。

この読売新聞の報道と広域議会への議案としての提出見送りの経緯であります。ここについて、まずご説明を差し上げたく存じます。

7月20日に新最終処分場建設事業に係る土木建築工事の入札、そして浸出水処理施設建設工事の総合評価技術審査会が行われまして、これは並行して行っております。それぞれ終了後に、管理者、これは茂原市長、田中市長でございますが報告がなされ、また翌21日に、私ども副管理者、6町村長であります。入札及び技術審査会の結果が報告されました。

速報のときに、特に土木建築工事の落札額が最低制限価格より1万円多いという、その金額に疑義を感じる方が複数いらっしゃったということでもあります。私も1万円ということで大変驚いた金額でございました。そういうところで、これは状況を調査する必要があると、そのように多くの首長から意見が出たところであります。

その後、8月17日の管理者会議におきまして、組合職員、それから設計業務受託事業者に調査が行われたわけですが、その調査の結果が報告されました。調査につきましては、情報漏えいの可能性があったかどうか、設計額等の管理の状況はどうであったか、そして、この落札者には、またそういった質問及び積算の根拠、こういうことについての聞き取り調査が行われまして、その結果を8月17日の管理者会議で私どもが報告を受けたわけでありませう。

その結果を受けまして、私ども管理者会議におきまして、もう一度、土木建築工事落札業者の積算に対して調査を行うべきであるということが衆議で一決しましたので、ここで再調査ということで契約議案の提出を見送ったということでもあります。

一方、それと並行して行われました浸出水処理施設建設工事の契約議案、こちらのほうを見送りましたのは、この事業者が決定するに至った経緯については、管理者、副管理者の認識としては、特段の問題を今察知しておりませんが、新最終処分場建設事業として、この土木建築工事と一体と考えたことから、こちらの契約をしばし見送ったものであります。

事業者に対し、契約事務が遅れていることを説明して、この件については承諾を得ていると、広域の事務サイドから説明を頂戴しております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 再質問をいたします。

記事では、茂原市長が読売新聞の取材に対して、入札が適正だったのか調査したい、こう述べたことが記載されております。今、町長から言われた内容だと思います。この調査は、公平公正を担保した形で行われたのか、結果はどうだったのか、再度伺いたいと思います。

また、浸出水処理施設建設工事は、事業者決定に問題がなかったという、今、答弁でありました。ある情報では、処理能力が日量10から20立方、この施設では、今回と同規模の施設の場合、工事金額が近年の実績で9億から15億程度、これで施工されているというようなことが言われております。これも税抜きですが、これが28億9,800万円、税込みにすると31億8,780万円、これは高額ではないか、こういう声もあります。

また、入札参加条件についても、今回の経営事項審査総合評価値、これが1,200点、これが設定されて業者選定がされて、4者だということでありました。近年の官公庁が発注した最終処分場の発注条件から、浸出水処理施設における経営事項の審査総合評価値は、清掃施設、または機械器具の設置で950から1,000点以上、こういうふうになっているそうであります。このそれぞれの件で行えば、6者まで参加可能になったというようなことでもあります。

脱塩設備、この建設実績を有する水処理プラントメーカー、これを競争参加させて競合させることによって、適正な価格での競争入札ができたのではないか、この情報は間違っているのかどうか、見解を伺いたいと思います。

いずれにしても、住民の日常生活で毎日お世話になっているごみ処理の最終処分場施設、よいものを安価で、公正な競争入札で、この原理でもって一日も早く造りたい。この気持ちからの意見ですので、町民、住民が納得できる提案と答弁をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 焼場議員の広域行政についての再質問にお答え申し上げます。

この調査結果が正当なものであったのか、客観的に正当なものと認定できる形であったのかということでありまして、まず、この再度の調査についてご説明を申し上げます。

再度の調査の結果は、昨日、20日でありますけれども、私ども管理者会議が開催されて、そこに報告がございました。土木建築工事及び浸出水処理施設建設工事につきまして、今後に予定します組合議会臨時会に契約議案として提出するか否かということで、ここで議題として挙がった次第であります。

その調査につきましては、私ども管理者会議で外部調査委員の立会いを求めるようにということで、これを私どものほうで指示をした次第でございますが、9月11日に、外部調査委員として弁護士の方の立会いを受けまして、そして調査を実施いたしました。特にこの落札事業者から、積算の根拠、関係書類の点検ということで質疑を行ったということでありまして、弁護士の方の立会いの下に、この質疑を行ったということでありまして。

最終的に、弁護士の方のご判断も頂戴して、そこでは落札額を決定する積算、事前の情報の入手がなくても可能であった、そのような可能性は排除できないということでもございました。

そこで、私どもは昨日の管理者会議で、この説明について、これは調査の後、私どものほうにも概要については説明がございましたけれども、改めて、全員が集まったところで調査結果を共有しまして、そこで管理者会議では特に大きな議論が出ず、これを来週28日の午後から予定する臨時会に議案として提出することを決定したという次第であります。

私どもといたしましては、この弁護士の方の立会いの下に再調査が行われて、弁護士の方からも、今申し上げたような見解が示されたということで、私どもとしてはこれを議会へお諮りするということで、正当なるものとして認めるという判断をいたしました次第であります。

そして、もう一つの浸出水処理施設のほうでありますけれども、まず、事業費が高過ぎるのではないかというご質問でありますけれども、私どものこの積算した数字につきましては、浸出

水処理施設の建設事業費が、近年、ご存じのとおり人件費、建築資材等の高騰ということがあって、まず値段が上がりぎみであるということ、それから、塩害対策としての塩保管庫を別棟にすることが一つ。

それから、処理施設を建設するところの地盤が、調査によって軟弱であるということが判明しまして、地盤改良を実施しなくてはいけないということ。そしてまた、この近隣にお住まいの地元の皆様からのご要望による防災機能を追加したと、そういうような諸要因により、この事業費の高い設定といったものが、現実には形となって表れているわけでありまして。

私どもといたしましては、世界情勢等の影響により資材の高騰が起り、また安定した資材の調達が難しくなるという、そういった状況が発生しております。その下ではありますけれども、適正な施工管理の下で、工事期間内に確実に工事を履行していただきまして、将来にわたる適正な維持管理を求めていこうということで、こうした事業費を積算して提示したものでございますので、ご理解いただければ幸いに存ずる次第であります。

それから2つ目、総合評価落札方式をなぜ採用しましたかということでありまして、この新最終処分場建設の2つに分けている、土木建築工事と浸出水処理施設建設工事でありまして、この浸出水処理施設工事については、環境省が積極的に総合評価落札方式の導入を推奨しているという背景もございます。これは一定の効果がございまして、土木、建築、機械、電気、電気計装などが複合した高度な技術を組み合わせた施設、この浸出水処理施設がそういう施設であるので、単に価格の競争のみでなく、企業が持つノウハウ、技術力、こういったものを提案していただくことで、この施設の性能の向上、長寿命化、維持管理費の縮減などの効果が生ずると、そして予定価格の範囲内で将来にわたる安定稼働を実現するということで、全体として、よりよい施設、より高い品質の施設建設を可能とする選択肢として、この総合評価落札方式を採用した次第であります。

その際の入札参加条件の経営事項審査総合評価値を1,100点以上としたことについてでありますけれども、これにつきましては、今も申し上げましたんですけれども、近隣にお住まいの皆様が住宅があります。この有事、何らかの事案が発生したときの対応として、技術力のより高い事業者が望ましいと考えましたこと、また、高い技術力を持った事業者と契約をするということで、住民の皆様にも、結果として安心を差し上げることができる、そういった考慮に基づき、この評価値を決めたということでありまして。

以上、ご答弁を申し上げた次第であります。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） これは再々質問ではございませんが、今、答弁いただきまして、広域の管理者会議等で異議が出たのも非常によく分かるわけですね、36億何がしの中で、最低価格が非公開の中で1万円というのが、本当に何か素人が考えてもちょっと現実離れしているなということで、首長さん方が判断されて、調査、再調査ということになったんだと思います。

それで、昨日の会議の中で、弁護士さんを入れた、第三者を入れた公正公平な調査で、やはりその積算で間違いはないという結論だということでもありますので、これは従うしかないと思いますが、やはり、町長もそういうことで責任を持って提案する立場に変わられたということと理解してよろしいでしょうか。そう思います。

処理水の方の施設の問題についても、ほかの処理施設と比べて高額になる特別の理由が幾つか出されましたけれども、それで了承したということであれば、一日も早い実現方をお願いしたいと思います。

以上でこれは終わります。

○議長（鶴沢清永君） ここで舩場博敏君に申し上げます。

質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時です。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（鶴沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

舩場博敏君、次の質問をお願いいたします。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） それでは、2番目の質問に移ります。

町の小中学校の教員の勤務時間改善について伺います。

6月議会の教育団体からの請願審査の中で、町の小中学校の教員の長時間勤務の実態について伺いました。今、先生方が忙し過ぎて、授業の準備や子供たちと親しく接する、そして親身に接する時間が取れない。また、取ろうとすれば長時間勤務になってしまう。子供の分かる授業をしたいけれどもということで、非常にジレンマを抱えている、これが今言われて

おります。若い先生方はこの傾向が特に強いようであります。

6月議会で、時間外勤務の実態では、月平均東浪見小学校が54時間58分、一宮小学校が47時間10分、一宮中学校が50時間36分でありました。最長の時間外勤務を行っている方は、東浪見小で74時間17分、一宮小で192時間3分、一宮中学校で101時間34分でした。

一般的に言われている過労死ライン、これは月80時間を超えるということになっております。また、文科省の残業の上限ラインは月45時間、こういう指導で言われております。6月議会時点で報告された残業時間、平均で3校とも文科省の上限ラインを大きく超えている実態でありました。また、最長時間外の勤務者は、一宮小、一宮中ともに過労死ラインを大きく超えている実態でありました。

現在の一宮町の小中学校、この長時間勤務の実態と改善の方向について、教育長の見解を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 今朝の朝日新聞の社説にも教員の働き方改革が取り上げられていましたが、舛場議員が教職員の長時間勤務について取り上げていただきましたことを、まず感謝申し上げます。多くの皆さんに伝える場として捉え、私のほうで回答させていただきたいというふうに思います。

教職員の長時間勤務につきましては、ニュースやマスコミ等でも多く取り上げられているように、働き方改革は必要不可欠でございます。その理由には、たくさんありますけれども、教職員の働き方改革は教育者の健康と幸せを守ることはもとより、教育の質を向上させること、そして、優秀な教員の人材を確保、定着させることにも関係してきます。

最初に、働き方改革が子供たちへの教育に大きく影響することを文科省データを基にお話をさせていただきたいと思っております。

文科省の令和3年度の統計では、教職員の精神疾患による病気休職者数と長期療養者数を合わせますと、全国で約1万6,000人と過去最多になっています。途中で担任が欠ければ、穴埋めや代替が必要になり、教職員の負担も増えます。教職員の志願者が減っており、臨時的任用教員の確保も難しく、学校運営全体への影響も出てきています。また、志願者が減ることは教育の質の低下にもつながってくると考えます。つまり、教職員の働く環境が子供たちの教育に直結してくるということです。

さて、浜場議員のご質問の町小中学校教員の最新の勤務時間の実態について、お答えくださいということでお話しします。超過勤務時間の4月から7月の平均のデータですが、学校そして職種、担当別にお答えいたします。

東浪見小学校、校長33時間、教頭58時間、教務主任50時間、教諭・講師57時間、養護教諭48時間です。一宮小学校は、校長20時間、教頭63時間、教務主任113時間、教諭・講師40時間、養護教諭32時間です。一宮中学校、校長28時間、教頭27時間、教務主任42時間、部活動のある教諭61時間、部活動を持っていない教諭38時間、そして養護教諭は36時間となっております。

国では月平均の超過勤務時間を45時間以内に抑えることを目標としていますが、教頭・教務をはじめ、担任や部活動顧問がオーバーしているというのが実態でございます。

次に、取組と改善策を報告させていただきます。

まず、東浪見小学校ですが、行事の見直しや縮減に取り組んでおります。その一つとして、運動会を1日開催から半日開催にします。また、個人の取組として、出勤時に退勤時間を決め、掲示することで勤務時間の意識化を図っています。

次に、一宮小学校ですが、放課後の部活動を4月、5月の陸上のみとし、放課後は時間内で「学びま専科」をスタートさせ、児童と向き合う時間の確保に努めております。高学年は教科担任制や専科授業を取り入れ、今まで全教科を担当が授業準備していたものを、時間を減らし、専門性を生かした深い学びの実現を目指しています。

次に、一宮中学校ですが、授業でICTを活用することで、個々の情報共有や、授業準備の簡素化を図っております。また、電子データをそのまま活用して、会議もペーパーレス化を、印刷製本の時間を縮減しています。部活動においては、地域ボランティアの活用やノー部活動デーを設定しております。

最後に教育委員会ですが、教職員の業務負担軽減のための支援として、配慮を要する児童生徒への個別対応に当たる支援員や、図書室の整備に当たる図書館司書の配置、小学校水泳指導の民間委託、夏季休業中の学校閉庁日設定などが挙げられます。

今後ですが、校務支援ソフトの導入を検討し業務の効率化を図っていくことや、部活動の地域移行に向けての話し合いを進め、できるだけ勤務時間内に仕事が完結できるよう、学校と教育委員会が連携して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

- 12番（舩場博敏君） ありがとうございます。一定の改善がなされてきているというふうに伺いました。

依然として3校とも文科省上限ラインを超える実態が含まれています。この傾向は、全国的にも同様で、個々の努力と同時に、国に対して教員定数の増員、現在52年前にできた教員給与特別法で、給与に4%上乗せをする代わりに残業代を支給しない、この制度でありますけれども、この法律をやめ、残業代をきちっと支給する制度に変えていく必要がある。また、学習指導要領を改訂して過密カリキュラムを緩和する、このような改善策を粘り強く要求すべきであります。この点での見解を伺いたいと思います。

- 議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

教育長。

- 教育長（竹之内達生君） 国や県においても教職員の働く環境は厳しく、危機的状況であるという認識は持っており、国主導で勤務に係る制度、いわゆる給特法の改正など各種対策を講じてきております。

また、学校や教育委員会は、国に要望し実現したものでは、少人数学級の推進、小学校高学年における教科担任制の推進、支援スタッフの配置、そして部活動の見直しなど、ほかにもありますが、こういったものが挙げられます。

しかし、先ほど申し上げましたように、いまだに長時間労働が減らないのが実態でございます。根本的な解決を図るには人の配置など教育環境を整備する必要があり、そのためには予算の確保が必要だと考えております。

今後、給与の向上や時間外労働の削減、過度な業務負担の軽減などについて、教職員が働きやすい環境を整えるため、教育予算の増額などにつき、市町村教育長会や校長会などで話し合いの場を設け、国や県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

12番、舩場博敏君。

- 12番（舩場博敏君） ありがとうございます。頑張ってください。

それでは、3問目の質問に入ります。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○12番（舩場博敏君） 自転車のヘルメット購入に対して助成をという質問であります。このことによって、ヘルメット普及を推進していく、こういう政策提起であります。

ご承知のように、自転車のヘルメット着用がこの4月から法律改正で努力義務化されました。自動車免許返上の高齢者や免許を持たない人など、移動手段に自転車を利用する方が多い。この中でヘルメットを着用している方は、ごく少数にとどまっているのが現状ではないでしょうか。

しかし、自転車は一回事故を起こすと、これは命に関わる事故になりかねず、命を守るヘルメット着用は非常に大事であります。ヘルメットは5,000円前後で買えるものでありますけれども、着用普及率推進の観点からも、購入費に助成を実施していただきたい。実施に向けての決意を伺うものであります。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、舩場議員の質問にお答えいたします。

舩場議員のご指摘のとおり、本年4月から自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化となりましたが、全国平均着用率は13.5%、千葉県は6.4%と低い水準になっております。

当町では、春の交通安全運動啓発活動時にヘルメット着用義務化に関するチラシを配ったところです。今後、広報10月号に特集記事を掲載するとともに、ホームページ等を活用し、ヘルメット着用率の向上を図ってまいります。

なお、ヘルメット購入費助成の実施はどうかとのご質問ですが、新年度予算に計上できるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 要望させていただきます。少ない予算で大きな効果が期待できる政策なので、これはぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。実施できるように、よろしくご検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

○議長（鵜沢清永君） どうぞ。

○12番（冨場博敏君） 4点目の質問は、会計年度任用職員の処遇改善についてであります。

町には、正規職員そして暫定再任用職員、任期付職員、非常勤講師と共に会計年度任用職員がおります。

会計年度任用職員は、福祉健康課関係、福祉係で8名、保育所に3名、都市環境課の環境係に2名、産業観光課産業振興係に1名、小中学校に17名、また町の図書室に3名、学童保育支援員14名と、全部で48名が在籍しています。

勤務形態はいろいろですが、町行政の担い手として大きな力になっております。

しかし、処遇面では、正職員と比べるとまだまだ改善が必要と思われます。官製ワーキングプアを生まないように、この対策を求めたいと思います。特に、雇用の継続、賃金、休暇制度の充実など、必要な立法措置も要望を含め、対策を求めるものであります。よろしくお願い致します。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、冨場議員の4つ目の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の処遇については、町条例に基づいて決定をしております。

条例の内容は国の制度を基本としており、国の非常勤職員、県及び近隣市町村との均衡を考慮して、適宜改正を行って処遇改善に努めているところでございます。

具体的な取組について、ご質問のありました雇用の継続、賃金、休暇制度の充実、この3点からご説明させていただきます。

まず、1つ目の雇用の継続について、国の制度が、会計年度任用職員の任期は一会計年度で単年度更新となっておりますので、翌年度以降につきましては、能力実証を経た上で再度の任用を行ったり、新たに公募するなどしております。

2つ目の賃金でございますが、毎年、千葉県最低賃金の改正に合わせて見直しを行い、最低賃金を下回ることがないようにしております。また、期末手当の支給月数につきましても、一般職員に準じており、人事院勧告による給与改定等も適用しております。

さらに、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能になることから、当町でも対応に向けて、来年度3月に条例改正案を上程する予定でございます。

最後に、3つ目の休暇制度の充実については、国の非常勤職員、県に倣い、条例等を改正し、出産育児に係る休暇の新設や有給化、育児休業の取得要件の緩和を行いました。

会計年度任用職員の年度を超えた継続雇用についての法整備に向けた要望につきましては、町単独よりも、県及び近隣市町村と連携したほうがより効果的となりますので、郡の町村会等において話題を提起してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 要望で終わります。

大事な行政の担い手として、この処遇改善、これは非常に大切であります。ぜひこれが図られるように配慮を要望して、質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 以上で舩場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

質問の前に、このたびの台風13号による大雨の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

質問いたします。

子供たちの保育・教育現場の環境整備について。

観測史上最も暑い夏となった今年、酷暑が連日続く中、子供が小学校に登校後、給食含め、ほとんどの時間を過ごす部屋にエアコンがないと保護者の方からご相談があり、心配しています。町の宝である子供たちの保育・教育現場のエアコン設置等、環境整備は十分なのか、現状を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、藤井議員のご質問のうち、保育施設の環境整備

についてお答えいたします。

エアコンの設置状況ですが、公立のいちのみや保育所は平成23年度に保育室に設置をいたしました。

私立の保育施設につきましては、現在の施設が建築された当初からエアコンは設置されております。愛光保育園は平成27年度、東浪見こども園は平成28年度、一宮どろんこ保育園は平成29年度となっております。

特に熱中症のリスクが高い乳幼児におきましては、細かな体調管理や環境づくりが重要なため、エアコンの利用は必要不可欠です。

適切な室温や湿度を保ちながら、子供たちが快適に過ごせるよう、適正に空調設備を活用しております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、私のほうから小中学校の整備状況についてお答えいたします。

各小中学校のエアコンの整備につきましては、平成29年度に東浪見小学校で普通教室8部屋、特別教室5部屋、一宮小学校で普通教室21部屋、特別教室6部屋、一宮中学校で特別教室9部屋に設置、そして令和元年度に一宮中学校の普通教室18部屋に設置しております。

現在、東浪見小学校と一宮中学校では、エアコンの設置状況により児童・生徒の学校生活に支障が出ているという話は出ておりません。しかしながら、一宮小学校の相談室にエアコンが設置されておらず、教育委員会といたしましては令和2年度予算から要望しておりますが、財政部局との予算ヒアリングの中で、エアコンの規模の見直しや他の空いている部屋を使ったらどうかなどの案が出され、教育課内で検討してきたところであり、現在のところ予算計上には至っておりません。

この相談室は、学校生活への不安などデリケートな課題を抱えている児童が使用しております。他の部屋を使うことで環境が変化し、児童の不安感がさらに増す可能性もあることから、現在使用している部屋の環境を整備することがベストな選択だと考えておりますので、来年度予算につきましても再度要望してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井です。再質問いたします。町長の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この一宮小学校の子供さんの相談室にエアコンが必要だということの議論は、しばらく前から実は私どももいたしておりまして、町長としてもこれは絶対必要だというふうに考えているところであります。

ただ、どうして遷延していたかということなんですけれども、ほかに冷房のある部屋とか、使い勝手のいい部屋があるんじゃないかということで、調整をお願いしていたということでもあります。

しかし、非常にデリケートな心の、今、不安定な状況にあるお子様方が多くお使いになるということで、最終的に教育課のほうでは、今使っているところを、いろんな物理的条件とか、ほかのところも考慮の余地があるかもしれないけれども、やはり今のところが諸般の条件から見が一番いいという判断を下してくださって、今日に至っております。

このことについては、私どもも十分な討議を経て、最終的にここしかないという結論を、最近になっていただきました。そこでちょっと後手に回っておるんですけれども、今後このエアコンの設置ということ、力を合わせて行っていきたいというふうに考えている次第であります。

ちょっと遅れてしまって、藤井議員にまたご相談をなすったこの保護者の方、このお子様ご自身も暑い中で夏をお過ごしなられたんじゃないかと思うんです。そのことについては、大変申し訳なかったというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 私自身、一宮町では平成の頃より、保育・教育現場でのエアコンの設置に取り組み、早々に完了したものと思い込んでおりましたが、ただいまの答弁により、その考えを反省し、まだ不十分な点があったと認識いたしました。

相談室を利用されている児童の皆さんには、何年もの間、決して快適とは言えない環境下での学校生活が続き、大変申し訳なく思います。そうした状況が今なお継続されておりますこと、現在、厚生文教委員会の委員長としても、率直におわび申し上げたい気持ちです。

このような小さな声、しかしながら大切な声を聞き、伝え届けるのも議員の責務です。議会と行政は両輪であり、住民の皆様にも、一宮町でのよりよい暮らしをご提供できるようにとの思いは同じであります。単に非難、批判するだけでなく、ではどうしたらそれを実現できるのかを住民の皆様と共に考え、行動するのもまた議員の務めだと考えます。

そこで再々質問いたします。今後の保育・教育現場の環境整備について、改めて問います。

個別での配慮、支援を必要とする児童へのより細やかな対応のため、現在の相談室の在り方だけでなく、プレイルーム、カウンセラー室等を含め、総合的な整備の促進を考える重要性を感じます。

その場しのぎの対策ではなく、必要に迫られる前に事前の整備をすべきです。町の宝である子供たちの健やかな育ちと学びのために、今後も適切な予算措置をしていただきたいと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再々質問にお答えを申し上げます。

私といたしましては、藤井議員のおっしゃるとおりであるというふうに考えます。

先ほど大橋議員のご質問に、町の持続可能な政策展開というものについてご質問をいただきました。私どもの町は、先ほどもこれご答弁の中で申し上げたとおりですが、移住してくださる方が一定程度いらっしゃいます。また、お子様を設けていただける世代の方が相対的に多くいらっしゃいます。

そういう中で、町としてやはり、これは以前にも私も答弁で申し上げたことがあろうかと思えますけれども、子育てしやすい環境、そして教育を受けやすい環境、様々な多様性を持ったお子様方に、できる限りよりよい環境でお過ごしいただけるような、そうした施策を町のまさしく生き残り戦略として展開していくべきだと強く感じております。

そういう中で、今おっしゃっていただきました個別での配慮・支援を必要とする子供さん方へのより細やかな対応を差し上げるために、抜本的な整備、そうしたものを早め早めに促進していくべきだというお考え、私もそのとおりだと思います。

実際のところ、ご存じのとおり、一方でこういった整備に費用が多額にかかる面もございます。そこで、私どもとしては、したい気持ちが強くありますけれども、一気にできないものですから、何とか知恵を出して、一步一步常に前へ進んで、皆様のご要望にお応えできる

ように努めていきたいと思えます。その中で予算の措置、これは重く捉えながら行っていき
たいというふうを考えているところであります。

以上、私からのお答えでございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁終わりました。よろしいですか。

以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◇認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（鵜沢清永君） 続いて、日程第6、認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出
決算認定について、日程第7、認定第2号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳
入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号 令和4年度一宮町介護保険特別会計歳入
歳出決算認定について、日程第9、認定第4号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第5号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特
別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、認定第1号から日程第
10、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、認定第1号 令和4年度一宮町一般会計歳入歳出決算
についてご説明させていただきます。

決算書ではなく資料の方、こちらお配りしました資料の方をご覧いただきたいと思えます。

青い見出しで一般会計と書かれました2ページ目をお開きいただきたいと思えます。右下
に一般会計2と書かれたページになります。

こちらは一般会計の歳入状況になりますが、一番下の合計欄をご覧いただきたいと思いま
す。収入済額は55億7,564万8,000円、前年度に比べまして5億5,978万円の減、率にして
9.1%の減少でございます。

上の段にいきまして、1款町税につきましては、町民税の個人所得が増加したほか、新築
家屋の増加等により固定資産税の増加など、前年度に比べ8,226万円の増、率にして5.6%増

の15億4,505万8,000円となっております。

少し飛ばしまして、7款地方消費税交付金につきましては、消費の拡大により前年度に比べ1,335万8,000円増の率にして5.1%増、2億7,489万8,000円となっております。

8款のゴルフ場利用税交付金につきましては、令和3年度の決算額において、その前の年、令和2年度分の徴収猶予額が含まれていた特殊要因がありましたので、令和4年度は特殊要因がなくなり例年ベースに戻ったことにより、前年度に比べ1,396万2,000円の減、率にして41.7%減の1,951万3,000円となっております。

11款地方特例交付金につきましては、地方税減収補填特別交付金の減によりまして、前年度に比べ2,134万円の減、率にして62.5%減の1,281万2,000円となっております。

12款地方交付税は、町民税の個人所得や固定資産税の新築家屋などが増加したことにより基準財政収入額が増えたため、前年度に比べ2,409万8,000円減、率にして1.7%減の14億1,071万円となっております。

15款使用料及び手数料につきましては、海岸駐車場使用料の増により、前年度に比べ1,521万8,000円増、率にして16.7%増の1億625万1,000円となっております。

次に、16款国庫支出金につきましては、前年度に比べ3億532万7,000円の減、率にして26.3%減の8億5,663万3,000円となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金や、中央ポンプ場整備補助金の減少が主な要因となったものでございます。

17款県支出金は、前年度に比べ4,255万2,000円の増、率にして12.4%増の3億8,682万円となっております。こちらにつきましては、農業水利施設保全合理化事業や「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金、新規就農者育成総合対策事業補助金、県立九十九里自然公園釣ヶ崎園地管理委託料などの増加が主な要因となったものでございます。

18款財産収入につきましては、土地売却収入の減により、前年度に比べ1,072万7,000円の減、率にして48.6%減の1,135万6,000円となっております。

19款寄附金は、ふるさと応援寄附金の減少により、前年度に比べ3,380万6,000円の減、率にして15.9%減の1億7,847万7,000円となっております。

20款繰入金は、前年度に比べ5,293万5,000円減、率にして40.3%減の7,844万円となっております。こちらにつきましては、公共施設整備基金やふるさと応援基金、魅力ある海岸づくり基金などの減少によるものでございます。

21款繰越金は、前年度に比べ4,632万6,000円の減、率にして14.3%減の2億7,796万6,000

円となっております。

22款諸収入は、前年度に比べ1,407万7,000円の増、率にして13.2%増の1億2,106万3,000円となっております。こちらにつきましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金の精算金の減少等がございましたが、後期高齢者医療給付費負担金の返還金が大きく増加したことにより、全体で増加となったものでございます。

23款町債は、前年度に比べ2億1,890万円の減、率にして58.1%減の1億5,780万円となっております。こちらは、臨時財政対策債や、中央ポンプ場整備に係る公共事業等債の減少によるものでございます。

次のページ、一般会計3をご覧くださいと思います。

こちらは歳出の決算状況になりますが、一番下の合計欄、こちらでいきますと支出済額は54億4,316万円、前年度に比べ4億1,430万2,000円の減少、率にして7.1%の減でございます。

歳出のうち、主なものを説明させていただきます。

2款総務費につきましては、公共施設整備基金積立金や、地方創生事業の増加要因もありますが、財政調整基金積立金やふるさと応援事業などの減少が大きく、前年度に比べ9,736万5,000円の減、率にして6.1%減の15億604万1,000円となっております。

3款民生費は、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などの増加要因等もございましたが、子育て世帯や低所得者に対する特別給付金等の給付事業が大きく減少したことにより、前年度に比べ1億7,311万2,000円の減、率にして11.4%減の13億4,642万7,000円となっております。

1つ飛ばさせていただきますして、5款の農林水産業費は、湛水防除施設の機能診断・機能保全計画の策定や、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業、新規就農者育成事業などの増加により、前年と比べ4,532万9,000円の増、率にして28.0%増の2億695万2,000円となっております。

6款商工費は、一宮海岸南側のトイレ設置工事の終了等もあり、前年度と比べ5,946万9,000円の減、率にして39.4%減の9,144万1,000円となっております。

7款土木費は、道路新設改良事業の増加等ございましたが、中央ポンプ場整備事業費の減少が大きく、前年度と比べ1億6,363万8,000円の減、率にして32.6%減の3億3,882万6,000円となっております。

1つ飛ばしまして、9款教育費につきましては、中学校の屋上防水工事等の増加要因がございましたが、小中学校のトイレ改修事業の終了により、前年度と比べ2,033万7,000円減、

率にして5.3%減の3億6,114万7,000円となっております。

2つほど飛ばさせていただきまして、12款諸支出金につきましては、各特別会計への繰出金となりますが、各特別会計とも増加しており、前年度と比べ2,833万7,000円の増、率にして7.9%増の3億8,895万4,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

特別会計の方につきまして、それでは、お手元の決算資料の方から全体説明資料の1をご覧いただきたいと思ひます。

特別会計の国民健康保険事業特別会計でございますが、収入済額15億4,053万6,323円、支出額につきましては14億3,603万7,099円、差引き10億449万9,224円の決算額となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、収入額10億7,717万251円、支出額につきましては10億4,279万4,701円、差引額で3,437万5,550円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、1億8,582万7,424円、支出額につきましては1億8,525万7,919円、差引額56万9,505円となっております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、収入済額9,235万3,176円、支出額7,756万543円、差引き1,479万2,633円。

特別会計4会計合わせますと、28億9,588万7,174円の収入に対しまして、支出額27億4,165万262円、差引きですが1億5,423万6,912円となっております。

一般会計、特別会計合わせますと、収入済額84億7,153万5,590円、支出額81億8,481万480円、差引き2億8,672万5,110円が令和4年度の決算となっております。

非常に簡単ですが、説明のほう終わりとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては質疑を省略し、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本件は質疑を省略し、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定に

より、議長において指名いたします。

決算審査特別委員会委員には、13番、小関義明君、8番、小安博之君、5番、大橋照雄君、3番、藤井幸恵君、2番、宇佐美信幸君、1番、篠瀬寛樹君、以上6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました6名の方を選任することに決定いたしました。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を互選し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため、30分程度の休憩といたします。

会議再開は、14時20分です。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時19分

○議長(鵜沢清永君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長、8番、小安博之君、副委員長、3番、藤井幸恵君、以上のとおりでございますのでご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、11月7日火曜日、11月8日水曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、お手元の委員外議員の質問要旨で10月19日木曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いいたします。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長(鵜沢清永君) 日程第11、報告第1号 令和4年度一宮町健全化判断比率について、日程第12、報告第2号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、日程第11、報告第1号及び日程第12、報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、報告第1号 令和4年度一宮町健全化判断比率についてご説明させていただきます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告するものでございます。

次の12ページをご覧いただきたいと思います。

令和4年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は決算が黒字であるため、数値は入っておりません。

③の実質公債費比率につきましては4.4%で、早期健全化基準の25%を大きく下回るとともに、昨年度と比較しても0.7%改善されております。

この比率は、町の公債費に加え、一部事務組合や公営企業の公債費に準ずる債務負担行為などが町の財政規模にどのくらい占めているのかを表すものでございます。今回の比率の改善の要因は、分母である普通交付税や臨時財政対策債の発行可能額が減少するなど比率が上昇する要因もございましたが、それ以上に分子側で公債費に準ずる債務負担行為、こちらの減少が大きく比率改善につながったものでございます。

次に、④の将来負担比率は昨年引き続きマイナスであるため、数値が入っておりません。こちらの比率は、町の地方債残高や債務負担行為の今後の支出予定額、一部事務組合や公営企業の町負担分の残高に加え、町職員が一度に退職したと仮定した場合の退職金の見込額などを合わせました額が町の財政規模にどのくらいを占めるかを表すものでございます。

数値がマイナスとなっている要因といたしましては、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの減少に加えまして、基金残高が増加したことにより将来負担額から差し引くことができる充当可能額が増加したことによるものでございます。

報告第1号につきましては以上でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

報告第2号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告するものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算において黒字であるため、数値は今年度も入っておりません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（鵜沢清永君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 12ページの健全化判断比率、数字がずっと並んでいまして、非常にいい数字だと受けられるような数字なんですけれども、財政はこれを見るといいというふうに判断すべきなんでしょうか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 国のほうの健全化判断比率で示されております経営基準、早期健全化判断基準等から比べますと大幅に低いということで、数値を見る限りでは良好で健全であるということでございます。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

○5番（大橋照雄君） もう一つ、よく財政があまりよくないから事業できないとかという話をしているんですけども、それをこの数字だと判断できないということでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 財政が厳しいというものにつきましては、将来的に今後の事業等を見ていった中で、計画的に運営していかなければ当然、今年だけで終わりならいいんですけども、町は延々と続いていくわけですから、将来的に見た中では今年年度でこういったものを、ある程度の事業をやると将来が、先行きが成り立たなくなるということで、将来を見越した中ではまだまだ厳しい状況にある。これからまた高齢化を踏まえまして、扶助費等も上がってくると思われますので、そうしたものを見越した中では財政的に厳しいというふうに申し上げております。

以上でございます。

（「ではこれでは判断できないですね。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

本件については、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第13、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案つづりの17ページをお願いいたします。

議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の承認業務に関する法律の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、コンビニ等のマルチコピー機に印鑑登録証明書の交付においてスマートフォンによる交付を可能とするため、規定を追加するものでございます。

本案では第12条第2項を改正し、現行は利用者証明用電子証明書に区分分けがありませんが、改正案において個人番号カード用利用者証明用電子証明書と移動端末設備用利用者証明用電子証明書の2種類に区分し、定義を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日は公布の日から施行するものとしております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第14、議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案つづりの18ページをお願いいたします。

議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴うもので、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が新型インフルエンザ等緊急事態措置から特定新型インフルエンザ等対策に拡大されたことによる改正でございます。

議案の第2条中の「平成7年度」の次に「一宮町」を加える、この部分につきましては条例から欠落していたものを発見いたしましたので、今回併せて整備するものでございます。また、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものでございます。

第23条の5の見出し、同条第1項、2項、3項につきましては、第2条の改正と同様に「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものでございます。

また、同条の第1項中の中ほどからは引用条項の改正で、「第44条又は他の法律」を「第26条の7」に改め、併せまして「新型インフルエンザ等対策のための措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第15、議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長(小柳 薫君) それでは、議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりは20ページです。

改正理由でございますが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

今般の認定こども園法の一部改正により、指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定または認可をする際の手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、法第3条第10項が削られました。これにより第11項が繰り上げられたことに伴い、引用しております第15条第1項第2号中の「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。

また、第36条第2項中では、第19条第2号の前に、欠落しておりました「法」の文言を加えるものでございます。

施行期日ですが、本条例は公布の日から施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第16、議案第4号 一宮町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第4号 一宮町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの21ページをご覧ください。

今回の改正ですが、これまでの利子補給対象につきましては、中小企業の店舗や工場、事業所の改築や設備投資など、融資を受けた場合のみ利子補給の対象としておりましたが、今回、創業のために必要となる資金の融資を受けた方に対しても利子補給の対象といたしまして、創業時の資金繰りの支援を行い、町内産業の活性化を図るものです。

それでは、本文の条例の改正内容でございますが、第1条の本文中の「近代化」の次に、「又は創業」を加えるものでございます。

第2条は、第1項中の「千葉県中小企業振興資金融資要綱」の次に、欠落しておりました「（昭和47年千葉県告示第281号）」を、そして「株式会社日本郵政金融公庫法」の次に「（平成19年法律第57号）」を加え、「のうち設備資金」を削除するものです。

続いて3条では、「利子補給を受けることができる者」の次に「（創業に関する資金又は貸付に対する利子補給金の交付を申請する場合にあっては、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定に基づき、認定特定創業支援等の事業により支援を受けたことの証明を受けた者に限る。）」を加え、同条の第2項を削除するものです。

第4条では、第2項中の「当該融資に係る弁済期限まで」を「5年以内」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行するものです。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の第3条及び第4条の規定は、当該融資の契約に係る初回の返済日が令和6年1月1日以後の資金又は貸付について適用しまして、初回の返済日が令和5年12月31日以前の資金又は貸付については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第4号 一宮町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第17、議案第5号 原地区農業集落排水事業処理施設改修工事の請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案つづりの23ページをお願いいたします。

議案第5号 原地区農業集落排水事業処理施設改修工事の請負契約締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、原地区農業集落排水事業処理施設改修工事。

契約金額は、3億3,140万9,760円。

請負業者につきましては、千葉県千葉市中央区今井2-14-5、株式会社第一テクノ千葉営業所所長、竹村信彦様との契約になります。

説明は以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第5号 原地区農業集落排水事業処理施設改修工事の請負契約締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第18、議案第6号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第6号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第2次）についてご説明させていただきます。

議案につきましては25ページをご覧いただきたいと思います。

令和5年度一宮町の一般会計補正予算（第2次）は次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,604万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,416万4,000円とするものでございます。

第2条ですが、繰越明許費の補正で、翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表 繰越明許費によるものとするものです。

第3条ですが、地方債の追加及び変更につきましては、第3表の地方債補正によるものとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして事項別明細書でご説明させていただきますので、34、35ページをご覧いただきたいと思います。

歳出からご説明いたしますが、説明は右側の説明欄により主なものをご説明させていただきます。また、今回各項目で人件費の補正がございしますが、これは4月の人事異動によるものや職員の昇給、昇格、また共済費の負担率改正などによるもので、給料、職員手当、共済費、合わせて928万3,000円の追加となっております。各項目での説明は省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、35ページの下から2項目め、町有財産管理運営費486万2,000円ですが、委託料につきましては、町有地の繁茂した雑木が風雨等で隣接地に被害を及ぼす可能性があるため、伐採する経費57万2,000円でございます。工事請負費につきましては、町にご寄附を頂いた建物の解体経費429万円でございます。こちらは今朝ほど町長の行政報告にもございましたが、町なかの久野様からご寄附を頂いた土地の解体経費となります。

次に、ふるさと応援事業300万2,000円でございますが、新たなポータルサイトふるナビを追加し、利用者の増加を狙うものでございます。関連する諸経費といたしまして、返礼品の報償費90万円、通信運搬費9万8,000円、次のページになりますが、収納代行事務委託料12万1,000円、ポータルサイトの使用料等で34万4,000円、それから積立金として153万9,000円

を計上するものでございます。

次に、交通安全対策事業37万7,000円ですが、さきの議会で宣言いたしましたS l o w f o r K i d s啓発のためのマグネットステッカーや看板等の消耗品代となっております。

次に、集会所等改修費補助事業ですが、10区の集会所、こちらは和室フローリング床の改修となります。それと新浜コミュニティセンター、こちらにつきましては和室の床、それから雨漏り、玄関等の改修補助金で、両方合わせまして104万8,000円となっております。

次のページ、39ページをお願いいたします。

上から2項目め、地域生活支援事業168万7,000円ですが、訪問入浴サービス事業について、これまで利用条件、月2回までを週1回に、夏場につきましては週2回利用できるように緩和いたしました。また、コロナ禍による制限が緩和されたことにより手話通訳派遣事業も利用件数が増加したため、追加補正を行うものでございます。

次に、1つ飛ばしまして高齢者施設等整備支援事業878万5,000円ですが、認知症グループホームの自家発電設備の整備補助と高齢者施設のブロック塀の改修補助金となります。

なお、自家発電設備の整備につきましては国庫補助金100%、ブロック改修事業につきましては、国庫補助が2分の1、町が4分の1を補助するものでございます。

次に、一番下の項目、子ども・子育て支援対策事業226万9,000円ですが、18節の子育てのための施設等利用給付交付金及び地域型保育給付費は、いずれも児童の転入等による利用者増による追加補正でございます。22節の償還金は、次のページになりますが、過年度分の国県補助金の精算による返還金となります。

次の放課後児童健全育成事業90万円ですが、学童支援員の保険料と一宮学童施設の空調設備2台のうち1台が不良となっているため、改修するものでございます。

次の児童手当支給事業11万円とその次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業100万1,000円は、過年度分の国県補助金精算による返還金でございます。

下から2項目め、保健センター管理運営費215万5,000円、これにつきましては消防設備の点検で防火シャッターが下りないなどの指摘がございましたので、早急に改修するものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

3項目めの農業振興事業1,500万7,000円ですが、新規就農者が新たに3名増えたため、新規就農アドバイザー報償2万8,000円と、農機具等の機械購入やハウス等の施設整備の補助、それから経営安定資金などの新規就農者育成総合対策事業交付金1,497万9,000円となります。

次に、下から2項目めの観光再始動事業2,000万円ですが、インバウンド向け高付加価値ツアーを11月の3日、4日の1泊2日で開催する予定であり、星つきシェフと地元シェフによるプレミアムディナーや、オリンピック会場である釣ヶ崎海岸でプロサーファー指導の下サーフィン体験ができるなど、プレミアムツアー実施に伴う委託事業となります。

なお、こちらにつきましても全額国庫補助事業となります。

次に、45ページをお願いいたします。

道路新設改良事業481万1,000円ですが、市兵衛堀水路の排水が民地を通る予定でありましたが、地権者より無償使用承諾が得られたことから、委託料の測量経費218万9,000円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、資材や人件費の高騰に加え、埋め戻しに要する大型バキュームカーが現地に入れないことから、小型バキュームカーに変更したことにより経費が増加したため、700万円を追加するものでございます。

1つ飛ばしまして、災害対策事業の1,665万4,000円はG S Sセンター裏山の土砂災害特別警戒区域解除に向け、境界の測量、地質調査、工法等の概略設計までの委託経費となります。

なお、この事業はある程度の工期が必要なため、年度内の完了が難しいことから繰越明許費を設定させていただきます。また、10万円未満の端数を除き、全額起債対象となるものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

上から4項目めの一宮小学校管理運営事業の10節需用費、修繕料105万8,000円は、浄化槽曝気ブロワーの1台が故障し停止していますので交換するものと、北校舎のエレベーターの部品交換、そしてF F暖房機点検に伴い、故障が判明した箇所の修繕料になります。

歳出の主なものにつきましては以上となります。

次に、歳入についてご説明させていただきますので、33ページにお戻りください。

16款国庫支出金の児童福祉費負担金ですが、子どものための教育・保育給付交付金86万5,000円と、子育てのための施設等利用給付交付金15万7,000円は、小規模保育施設や認可外保育施設等の利用者増加によるものでございます。

次の児童福祉費負担金過年度精算交付分は、子どものための教育・保育給付費の精算に伴う追加交付685万3,000円です。

次の社会福祉費補助金の地域生活支援事業84万3,000円は、意思疎通支援事業や訪問入浴サービス事業の利用者増によるものでございます。

次の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金843万3,000円につきましては、高齢者施設等

の自家発電設備の整備やブロック塀の改修補助になります。

次の観光再始動事業委託金2,000万円は、インバウンド向け高付加価値ツアーの委託金となります。

次の17款県支出金の児童福祉費負担金341万7,000円は、国庫支出金でご説明いたしました小規模保育施設や認可外保育施設等の利用者増加による県負担分の追加と過年度の精算に伴う追加交付分でございます。

次の社会福祉費補助金42万2,000円の地域生活支援事業補助金は、意思疎通支援事業や訪問入浴サービス事業の利用者増による県補助分でございます。

次の農業費補助金1,500万7,000円のうち農業次世代人材投資事業交付金7,000円は、新規就農者へのアドバイザー報償の補助金でございます。新規就農者育成総合対策事業交付金1,500万円は、農機具等の機械購入やハウス等の施設整備・経営開始資金などの補助金となります。

次の19款寄附金のふるさと応援寄附金300万円は、新たにポータルサイトを増やすことに伴う増収を見込むものでございます。

次の地方創生応援税制寄附金49万9,000円は、企業版ふるさと納税になります。

20款繰入金の公共施設整備基金繰入金1,023万7,000円の減額は、県防災無線再整備事業の町負担分が起債対応可能とのことであり、財源を基金から町債に組み替えるものでございます。

21款繰越金1,105万3,000円につきましては、歳出の各事業に補助金や起債等を充ててもなお不足する分について、前年度繰越金で賄うものでございます。

22款諸収入の雑入893万2,000円につきましては、合同資源さんのガス管敷設替えに伴う舗装本復旧工事の負担金になります。

23款町債の緊急防災・減災事業債1,020万円は県防災無線再整備事業で、緊急自然災害防止対策事業債1,660万円、これにつきましてはG S Sセンター裏山の土砂災害防止対策事業でございます。

最後に、28、29ページをご覧いただきたいと思います。

28ページの第2表 繰越明許費ですが、8款消防費、1項消防費、急傾斜地崩壊対策事業1,665万4,000円は、G S Sセンター裏山の地質調査、測量設計に日数を要することから、繰越明許費を設定するものでございます。

29ページの第3表 地方債につきましては、緊急自然災害防止対策事業債1,660万円を新

たに追加し、変更につきましては緊急防災・減災事業債に千葉県防災行政無線再整備事業を加え、限度額を4,470万円から5,490万円に変更するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

43ページの事業名、観光再始動事業の事業内容が大きく4つ、事業費が2,000万、内訳としてこの3つの項目でディナーが440万、ツアー、プロモーション云々で528万、環境整備委託で1,032万とざっくり出ているんですが、もう少し細かな説明を願えないでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 今、ご質問にありました詳細でございますが、プレミアムディナーの造成費440万というところでございますけれども、こちらの内容につきましては、プレミアムディナーを出すだけで440万ではなく、どうやって出すのかというところの試行錯誤、また高級食材の活用方法であったり、あと出す方のユニフォーム、演出の仕方ですね。そういったものを含めてディナーの造成費といたしまして440万円となっております。

続いて、ツアーの造成のプロモーション効果測定で528万というような内容でございますけれども、こちらにつきましてはプロサーファーによるサーフィン体験、要は教える方、あとまたガイドとなる方のそういった部分の人件費、それと併せまして玉前神社で行われる雅楽の演奏、そしてみこしなどの演出、調整、そうしたものの場所代だとか、雅楽を演奏してもらうことの謝礼等も含まれたものでこちらの金額となっております。また、これに伴う広告、宣伝ですね。そしてまたアンケートの実施、そして集計等の結果をつくるような形でこの528万円となっております。

続いて、最後の環境整備委託といたしまして、こちらが特に大きく半数以上占めて1,032万円ということになるんですが、こちらにつきましては、この3つの今回のプロモーションの基本構想、総合的な企画費、さらにはリーフレットの作成、そしてまた玉前神社の演出における照明であったり、音響であったり、そういう施設整備というところで、主にハード事業の設備費というような形になります。いわゆるプレミアムの、そういった部分の演出に伴う環境整備が主なものとなって、こちらの1,000万という形となっております。

説明は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） ありがとうございます。

ちょっとメモ、今できなかつたですけれども、後でそれ資料として頂くことは可能ですか。

○議長（鶴沢清永君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） では、これはまた後ほどよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。

私もまず1点、2つあるんですが、1つは観光再始動事業に関して細かい詳細、今小林さんの質問から課長のほうに、お答えいただきましてありがとうございます。これ僕ももうちょっと細かなのが欲しいなと思ったんですが、もう一点、実はこの4項目ある中で和風貸し別荘、私ちょっとここで気になったことなんですけれども、一宮町の中でこういった和風貸し別荘があったかなという気がして、もしかして古民家か何かに使うのかなと気になったんですけれども、それはどうなんですかね。貸し別荘ってありましたっけ。

○議長（鶴沢清永君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） こちらのほう、今予定しているのは、今外国人が主ということになりますので、要は外国人がこの和風的な建物というところで、今和風的な建設の1棟貸しのほう、そちらのほうを今予定しております。ですので、古民家的なそういった建物ではなく、新築の1棟貸しのものということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） もう一点でございます。

先ほど一般質問でもしました、高田課長から回答いただいたんですが、その中で私もいまだに気になっているんですけれども、交通安全対策事業の中でマグネットのステッカーを用意しますよね、無料で。これは1,000枚無料で配布されるということなんです、実際6月のときに、我々発起人の方から1枚300円でお譲りしますよと言われていたんですね。

だからその辺の、最初に譲る方が300円でお譲りしますよと言っておきながら町のほうで無料を出して、そこで発起人の方にご迷惑かからないのかなと気になっていたんですけれども、その辺の解決策はもうできているんでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 発起人のほうからはご協力をいただきたいというお話がありましたので、うちのほうではこれをつくって無料で配布すると、そういうことになっております。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 発起人の方は原価だけ、民間で最初先行してやるので、原価もらえればそれでいいというふうにおっしゃっていましたがね。それで、ただ、ご自身ではある程度まとまってつくったので、もう皆さんに使ってもらうほうが先だということで、お金はもうお受け取りにならないという、そういう形で差し上げるというのもたくさんあったようであります。そこはもう全くその発案された方のお気持ちで進んでおりました。

ただ、そういう中でより広く町の方にご賛同いただくために、町のほうで予算を取りまして、原価はその方がおつくりになるときと同じかかるんですけども、今度は無料で町民の方へ差し上げると、そういうふうな運びになっております。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいま小林さんが質問された観光再始動事業で、これは国のほうからお金が出てくるというような説明を受けた記憶があるんですけども、これどういったいきさつで、このある程度のざっくりばらんな数字を配列しているんですけども、この計画書というんですか、これは誰がどのようにしてつくった数字なのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） まず、この観光再始動事業につきましては、大橋議員の言ったとおり国からの委託費として2,000万円丸々補助になります。この内容を誰がというところがあるんですけども、これにつきましてはツアー会社であります3社ございまして、JAL、そして株式会社ムラヤマ、あと東武トップツアーズ株式会社、この方々によって今回のサーフィンを中心とするプレミアムツアーということで企画をしております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

(「もう一度確認します」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 5番、大橋照雄君。

○5番(大橋照雄君) そうすると、この数字とか何とかはツアー会社3社が数字を出したということですか。そうするとこの3社が関わるということですか。

○議長(鵜沢清永君) 田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) おっしゃるとおりです。この3社によって見積りが出てきて、この事業内容で国のほうの承認を得ているという形になります。

○議長(鵜沢清永君) よろしいですか。

○5番(大橋照雄君) そうすると、これ入札とか何とか何もしないでそういうふうを決めちゃったということですか。

○議長(鵜沢清永君) 田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) 今回の事業につきましては、事前に国の採択を受けるに当たって承認、要はこの事業でいいですよということで承認を受ける必要があります。ですので、採択というよりも、入札よりも、まず提案して承認を受けることが必要となるので、ですので、そういった入札ではなく提案したもので承認を受けて、このような形になったということです。

○議長(鵜沢清永君) よろしいですか。

(「もう一回」と呼ぶ者あり)

○5番(大橋照雄君) そうしたら、例えば町なかの事業者とかそういうのは全くもう最初から眼中になくて、いきなりもうここに、どういうあれでここがぱっと出たんだか、その辺も。

○議長(鵜沢清永君) 田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) 事業そもそもが、まず観光というよりも外国人の誘致という部分が大前提であります。ですので、町として外国人を受け入れるに当たってどうしていくかというところで、業者のほうで企画をしてくださったわけなんです。ですので、その目的は観光回復、国が進めている今度インバウンドでということで、観光回復というよりも外国人をどう受け入れていくか。

ただ、それに当たっては、国のほうの補助事業、今回の事業で今後の外国人誘致のテスト的なモデル事業を実証してみましよう。それによって今後における外国人の促進、あるいは消費拡大がどのように展開するかというところの実証実験という形になります。ですので、それらの企画を基にどうしていくかというところで、業者のほうでこういうものをしていこ

うというような企画内容となっております。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） これは政府の方で観光庁が中心になって、こういったコロナがある程度鎮静化しつつある中でインバウンドを再起動するということ、各地区に最もその地区で、従来皆様に必ずしも十分に知悉されていないような優れたものを掘り起こして、つなげて1つのプランにして、そして外国の方を特別な興味を引きながらお招きできるような、そういうふうなプランを出してくれたら補助金を差上げますと、全額国費で、そういうことであります。

それで、一宮町もオリンピックで注目されましたし、そういうのもいいなと思っていたところへ、日本航空のほうから一宮町でそういった、当初また日本航空は別のプランを持って我が町へお越しくださって、こちらでそういう事業を展開したいというご意向がありました。そこで日本航空の方ともお話をし、それで先ほど出てきました東武トップツアーズでしたか、それからムラヤマ、これはいずれも一流企業ですけれども、そういうのとジョイントしていただいて、玉前神社、それからサーフィンの事業者の皆様とコラボで地域に即したオリンピックをやったということでのサーフィンと、それから一宮の一番中核的な伝統文化、そしてお食事の中には一宮の農業の誇る優れた農作物、そうしたものをラインナップとしてつくってやってもらいたいと。それで練達の3社が内部で調整をしてプランをつくってくれたということでもあります。

私どもとしては、実際町がこの運営そのものの中にずっと入り込んで自分たちでやるわけではなくて、要するに全国的というより世界的な今まで視野でいろいろな事業を展開してきたこの3社の中で、今後長く一宮で、これは一つの任務がありまして、1回で終わりにならないで、その後続くような何かプランニングをするようにと、そういうのがまた官公庁からの要望なんですけれども、そういったものをつくっていただくにはそうした民間の方をお願いするのがいいだろうということで、こういうふうに進んできたものであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） はい。

○5番（大橋照雄君） すみません、何度も悪いんですけども、その会社との関わり合いがよく分からないんですよ。向こうからアタックしてくれたんですか。その辺をちょっと。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 日航はそうですね。たまたまなんですけれども、私どもの役場のスタ

ップがふるさと納税か何かのことで日航の協力を仰げないかということで、日航の方と縁ができてお話をしたということで、日航のほうからお越しくございました。

○議長（鶴沢清永君） 大橋議員に申し上げます。同一議題に対してこれ以上質問することができませんので、すみませんが、よろしく願います。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 私は議案第6号に反対の立場で討論をいたします。

本一般会計補正予算については義務的な経費がほとんどであり、中身は理解できますが、観光再始動事業については見直しが必要と考えます。

本事業は、訪日者の回復を図り、それによって誘客、消費拡大につなげることを目的としていることは理解できますが、事業の内容を見ますと一部の特定の店舗、施設を使用することが前提となっております。

私は、インバウンドによる誘客・消費拡大等は町全体に波及する事業を行うべきと考えます。例えば、飲食店を取っても特定の店舗のみで事業を実施するのではなく、町内の全ての飲食店を対象とすべきと考えます。そのためにも計画は十分な準備の下、行われるべきであり、このことが町、町民の利益につながると考えます。また、新年度予算の審議にもものならない事業であり、拙速な計画と言わざるを得ません。

コロナ禍で多くの町民が経済的な影響を受けたことを考えると、インバウンドによる誘客・消費拡大等は町民全体に利益を誘導する計画を立てるべきであり、よって本議案の見直しを求め、反対をするものであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ございませんか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 議案第6号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の一般会計補正予算は、主に人事異動による補正をはじめ国県の補助金、委託金を活用した事業などを行うものです。特に観光再始動事業は、新型コロナウイルスの影響で落ち

込んだ町経済を復興させる事業です。インバウンドによる誘客や消費拡大を目指し、町内でも数少ない明治時代の日本家屋を利用することで、ほかでは味わえない雰囲気と地元シェフたちによる地域食材を活用したディナーは、観光で訪れた方々に特別な喜びを与えるものと期待します。

一宮町のすばらしい観光資源を生かし、また、アピールしていくことで、オリンピックだけではない一宮町の魅力を広く発信し、今後の町の発展につなげていくことが重要だと考えます。

以上のことから、今回の補正予算が町の観光事業に活気を与えることを期待するとともに、町経済に有益なもの判断し、私は本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第6号 令和5年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第19、議案第7号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第7号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの58ページをお願いします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,827万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

64、65ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動等に伴うもので9万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、事業費納付金の給付金362万1,000円の増額、後期高齢者支援金172万3,000円の減額、介護納付金49万5,000円の減額は、いずれも県に納付する給付金額が確定により計上するものでございます。

続きまして、一般被保険者保険税還付金は、遡って国保加入者が社保への切替えにて喪失の手続を行うことにより、100万円を還付金として計上するものでございます。

続きまして、62、63ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、一般職員人件費分を増額補正し、なお不足する財源を前年度の繰越金から充てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第7号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第20、議案第8号 令和5年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第8号 令和5年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの70ページをご覧ください。

第1条でございます。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,804万2,000円にしようとするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

議案つづりの77ページ、説明欄をご覧ください。

1行目の人件費7万2,000円の増額と2行目の人件費32万1,000円の増額は、いずれも本年4月の人事異動等に伴う予算の整備でございます。

続きまして、3行目の保険料還付金であります。こちらは所得の更正など保険料の還付案件増加により予算が不足いたしますので、5万円を増額しようとするものです。

続きまして、4行目の償還金であります。こちらは昨年度に交付を受けた社会保険診療報酬支払基金からの交付金について実績が確定いたしましたので、精算のための返還金110万1,000円を予算計上するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

議案つづりは74ページにお戻りください。

補正予算の財源であります。上から国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金について、歳出の補正額に対する定率額を計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第8号 令和5年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第21、議案第9号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第9号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの84ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,286万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

90、91ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動等に伴うもので12万8,000円を増額補正するものでございます。

88、89ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款繰越金につきましては、歳出分と同額の12万8,000円を補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第9号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第22、議案第10号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) それでは、議案第10号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第1次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの96ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度一宮町農業集落排水事業会計の補正予算(第1次)の予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度一宮町農業集落排水事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出科目、第1款農業集落排水事業費用、既決額1億4,799万6,000円に、第1項営業費用12万8,000円を増額補正し1億4,812万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,787万8,000円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,347万5,000円、損益勘定留保資金1,440万3,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入科目、第1款農業集落排水事業資本的収入、既決額3億6,629万2,000円に、1項企業債250万円を増額補正し3億6,879万2,000円とし、支出科目1款農業集落排水事業資本的支出、既決額3億9,408万5,000円に、第1項建設改良費2,258万5,000円を増額補正し3億

9,667万円とするものでございます。

第4条、予算の第4条の2の地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務といたしまして整理する未払金の金額を1,851万2,000円に改めるものです。

第5条、起債の目的、限度額に公営企業会計適用債といたしまして250万円を追加するものでございます。

第6条、予算の第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、既決額415万1,000円に12万8,000円を増額補正し427万9,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容についてご説明させていただきます。

議案の102、103ページをお開きください。

収益的支出、1款1項2目総係費12万8,000円を増額につきましては、他会計同様に人事異動等に伴う給与等の支給額の確定に伴いまして増額補正するもので、103ページの1節給料3万6,000円、2節手当1万円、3節賞与引当金繰入額4,000円、4節法定福利費7万8,000円を補正するものでございます。

次に、議案の104、105ページをお願いいたします。

まず、下段の資本的支出になりますが、1款1項1目施設整備費258万5,000円を増額につきましては、企業会計の経営基盤強化と財政マネジメントのさらなる向上を目的に、会計運用支援費用と増額補正をするもので、105ページの1節委託料では、会計運用支援委託料として258万5,000円の補正をするものでございます。

次に、104ページの上段の部分に戻りまして、資本的収入、1款1項2目その他の企業債250万円、こちらの増額につきましては、先ほどご説明いたしました運用支援の導入費の財源といたしまして町債を充当するもので、105ページの上段になりますけれども、1節その他の企業債といたしまして公営企業会計適用債250万円を補正するものでございます。

なお、人件費の12万8,000円及び運用支援費用の8万5,000円の財源につきましては、補填財源として令和4年度の引継金等を充当するものです。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第10号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第23、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 議案つづり108ページをご覧くださいませ。

同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を差し上げます。

本案は、3期12年勤めていただいております教育委員の渡邊恵之助さんが9月30日をもって任期満了となりますことから、後任として綱田区にお住まいの関 信夫さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたくお諮りするものであります。

関さんの経歴につきましては、お手元に既にお配りいたしております略歴書をご覧くださいませ。関さんは昭和53年4月から36年間、千葉県教育委員会に奉職されております。令和26年3月に一宮商業高等学校を最後に定年退職なさった後も、令和4年3月まで再任用や非常勤講師として県立高等学校や県内の私立高等学校の教壇に立ち、教職一筋で生徒の教育にご尽力されてこられました。

また、令和4年8月からこの9月まで一宮町文化財審議委員会委員としてご活躍されるなど、社会教育分野での見識も大変優れていらっしゃる方でございます。教え子の皆さんはもちろんのこと、町の職員、そして地域の方々からの信頼は厚く、温厚誠実で人格、見識とも

に大変優れておられ、当町の教育行政はもとより、町行政全般にわたり誠意を持って取り組んでいただける方と思料いたしております。教育委員として適任でいらっしゃると思いますので、議会のご同意をお願いいたしたく上程申し上げるものであります。

なお、任期は4年で令和5年10月1日から令和9年9月30日までとなります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言動など、プライバシーに関することや無礼な言葉を使用することのないよう十分注意してください。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。関 信夫さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 全員起立。したがって、関 信夫さんを一宮町教育委員会委員に同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時33分